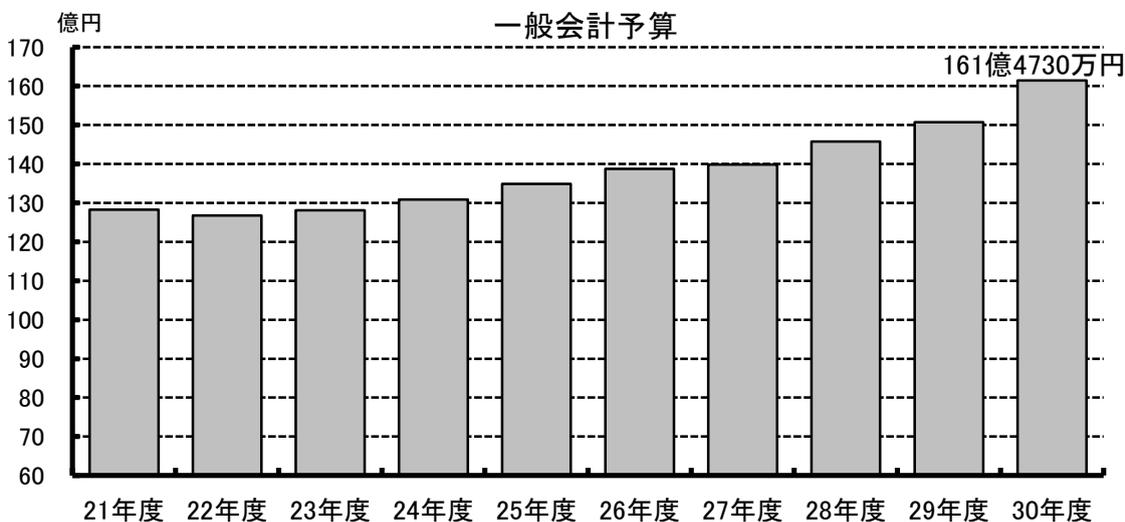


Q1 予算規模はどのように推移していますか？

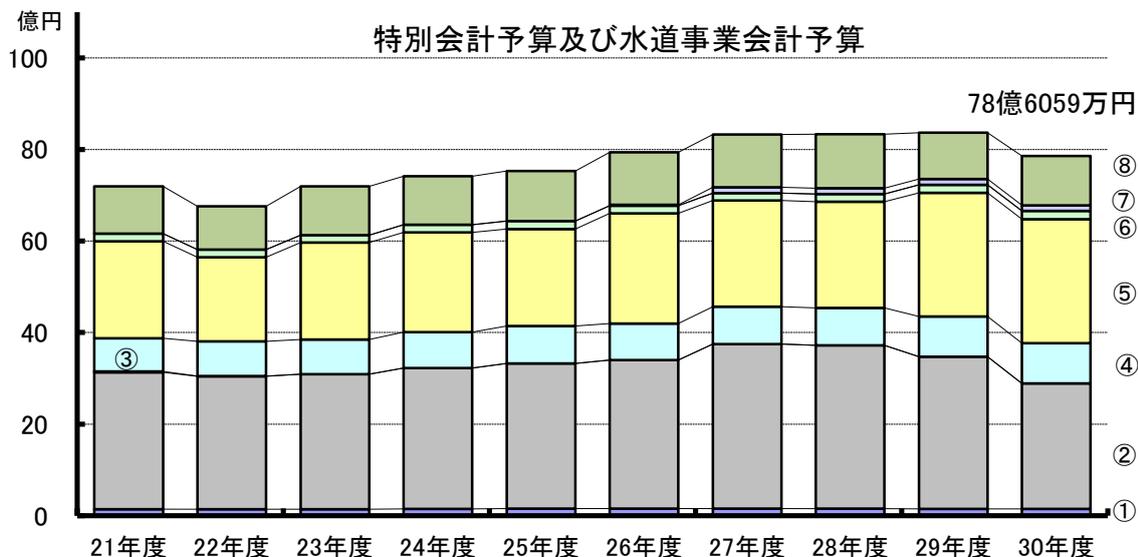
平成30年度の予算額は、一般会計で161億4730万円、対前年比10億7690万円（7.1%）増と過去最大の大型予算となりました。特別会計（注1）と水道事業会計（注2）を合わせると240億789万円で、前年度と比べ5億7187万円（2.4%）の増額となっています。

厳しい経済状況の中、創意と工夫を凝らし、「夢つなく 魅力育む積極予算」として予算編成に努めました。第6次総合計画の各目標を達成するため、各種事業に積極的に取り組んでいきます。



※注1 特別会計とは、特定の事業に関する歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するために設置された会計。公共用地先行取得事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、下水道事業、農業集落排水事業、東部産業団地事業の6事業。

※注2 水道事業会計は公営事業会計。一般会計や特別会計と区別されています。



特別会計予算と水道事業会計予算の総額は78億6059万円であり、対前年比5億503万円（6.0%）の減額となっています。減額となった主な要因は、国民健康保険事業特別会計において、県域化によって各種拠出金が市から県に移行したり、減額したりしたためです。

※上記グラフでは、下から①公共用地先行取得事業、②国民健康保険事業、③老人保健医療事業（後期高齢者医療事業への移行に伴い、H22年度で廃止）、④後期高齢者医療事業、⑤下水道事業、⑥農業集落排水事業、⑦東部産業団地事業、⑧水道事業の順で表しています。

資料編

図表でみる小矢部市

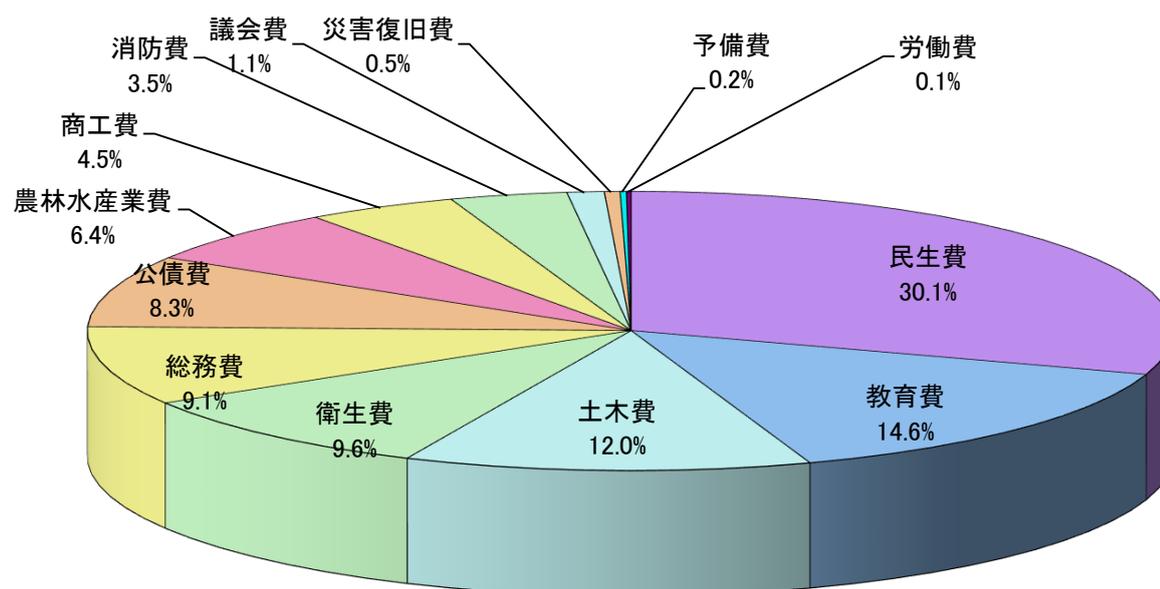
Q2 平成30年度予算の配分はどうなっていますか？

平成30年度の一般会計予算を、目的別にグラフにしてみました。

小矢部市の一般会計では民生費が48.6億円と最も多く、全体に占める割合は30.1%となっています。次いで教育費の23.6億円、土木費の19.5億円、衛生費の15.5億円、総務費の14.7億円、公債費の13.4億円という順になっています。

目的ごとの予算額を比較すると、主なものでは大谷・蟹谷学校区統合こども園整備事業などにより民生費が、新図書館整備事業などにより教育費がそれぞれ増額となっています。

一方で、石動駅周辺事業費の減などにより、土木費が減額となっています。南北自由通路は平成30年11月に供用開始予定です。



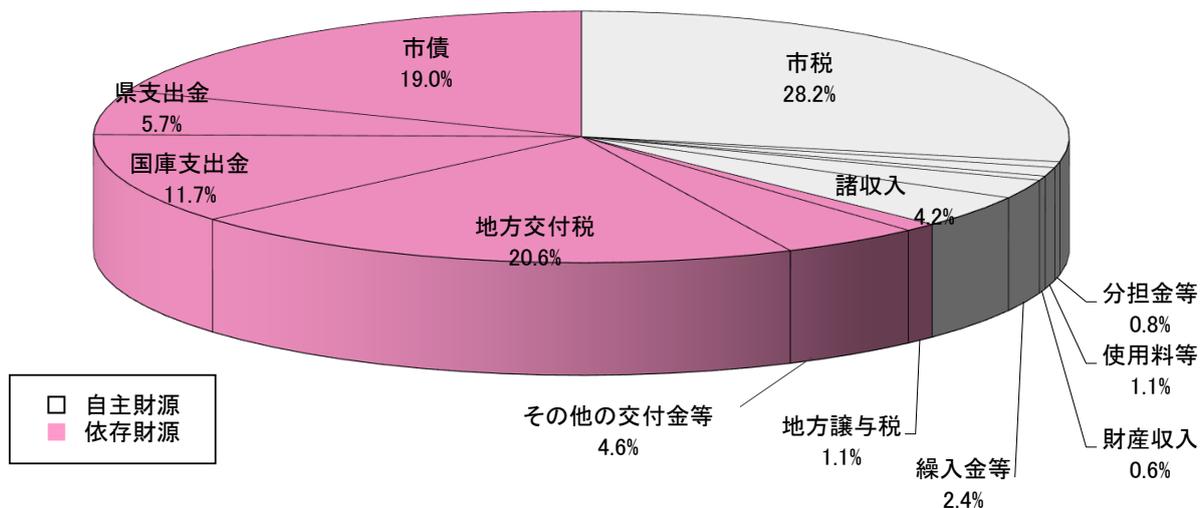
区 分	平成30年度①	平成29年度①	増減額 ①-②	構成比 %
議 会 費	1億7814万円	1億7885万円	△71万円	1.1
総 務 費	14億7065万円	14億1189万円	5876万円	9.1
民 生 費	48億5781万円	35億9498万円	12億6283万円	30.1
衛 生 費	15億4894万円	15億6674万円	△1780万円	9.6
労 働 費	2272万円	2270万円	2万円	0.1
農 林 水 産 業 費	10億2789万円	10億435万円	2354万円	6.4
商 工 費	7億2621万円	7億5959万円	△3338万円	4.5
土 木 費	19億4752万円	32億6083万円	△13億1331万円	12.0
消 防 費	5億6369万円	5億5468万円	901万円	3.5
教 育 費	23億5681万円	12億7372万円	10億8309万円	14.6
災 害 復 旧 費	7500万円	7500万円	0万円	0.5
公 債 費	13億4192万円	13億3707万円	485万円	8.3
予 備 費	3000万円	3000万円	0万円	0.2
合 計	161億4730万円	150億7040万円	10億7690万円	100.0

Q3 平成30年度の収入の内訳はどうなっていますか？

市の収入（一般会計）で最も金額が多いものは、市税の約45.6億円（全体の28.2%）で、次いで国から配分される地方交付税の約33.3億円（同20.6%）、市債（資金調達のための借金・長期借入金）の約30.7億円（同19.0%）の順となっています。

市税のうち、主なものは固定資産税と市民税です。市民税は前年度に比べて微増が見込まれるものの、固定資産税は評価替えに伴い減少が見込まれることから、市税全体では減額と見込んでいます。また、自治体の財源不足を補うために国から交付される地方交付税は、市民税や地方消費税交付金といった市の収入額が増加する見込みのため、減収を見込んでいます。また、大谷・蟹谷校区の統合こども園、新図書館などの大型整備事業実施に伴い、市債の大幅増が見込まれます。

自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保されるといわれています。小矢部市では市債の増などの影響から、依然として依存財源が自主財源を上回っています。平成30年度予算の自主財源比率は37.3%（前年度39.7%）と前年度に比べて低くなっています。

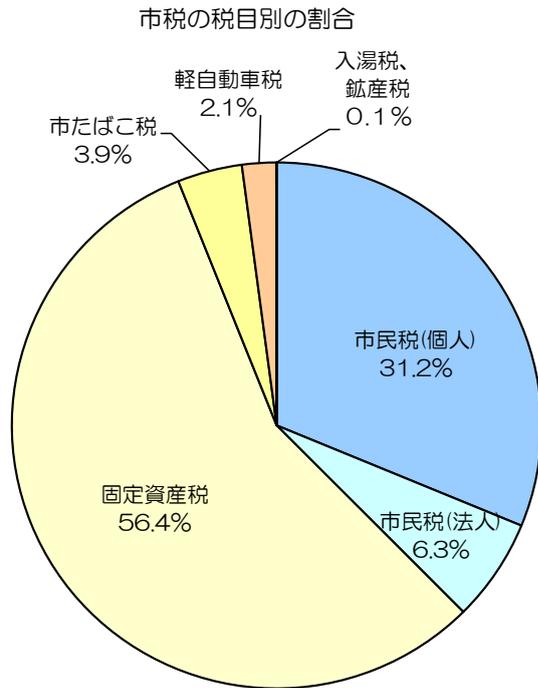


区 分	平成30年度①	平成29年度②	増減額 ①-②	構成比 %
市 税	45億5507万円	45億6185万円	△678万円	28.2
地 方 譲 与 税	1億7400万円	1億7000万円	400万円	1.1
そ の 他 の 交 付 金 等	7億4750万円	7億1700万円	3050万円	4.6
地 方 交 付 税	33億3200万円	33億6400万円	△3200万円	20.6
分 担 金 及 び 負 担 金	1億2187万円	1億1588万円	599万円	0.8
使 用 料 及 び 手 数 料	1億8126万円	1億8533万円	△407万円	1.1
国 庫 支 出 金	18億8135万円	19億3670万円	△5535万円	11.7
県 支 出 金	9億2429万円	9億4762万円	△2333万円	5.7
財 産 収 入	9034万円	8916万円	118万円	0.6
繰 入 金 等	3億9175万円	3億1182万円	7993万円	2.4
諸 収 入	6億7747万円	7億1034万円	△3287万円	4.2
市 債	30億7040万円	19億6070万円	11億970万円	19.0
合 計	161億4730万円	150億7040万円	10億7690万円	100.0

資料編

図表でみる小矢部市

Q4 平成30年度の市税収入の内訳はどうなっていますか？



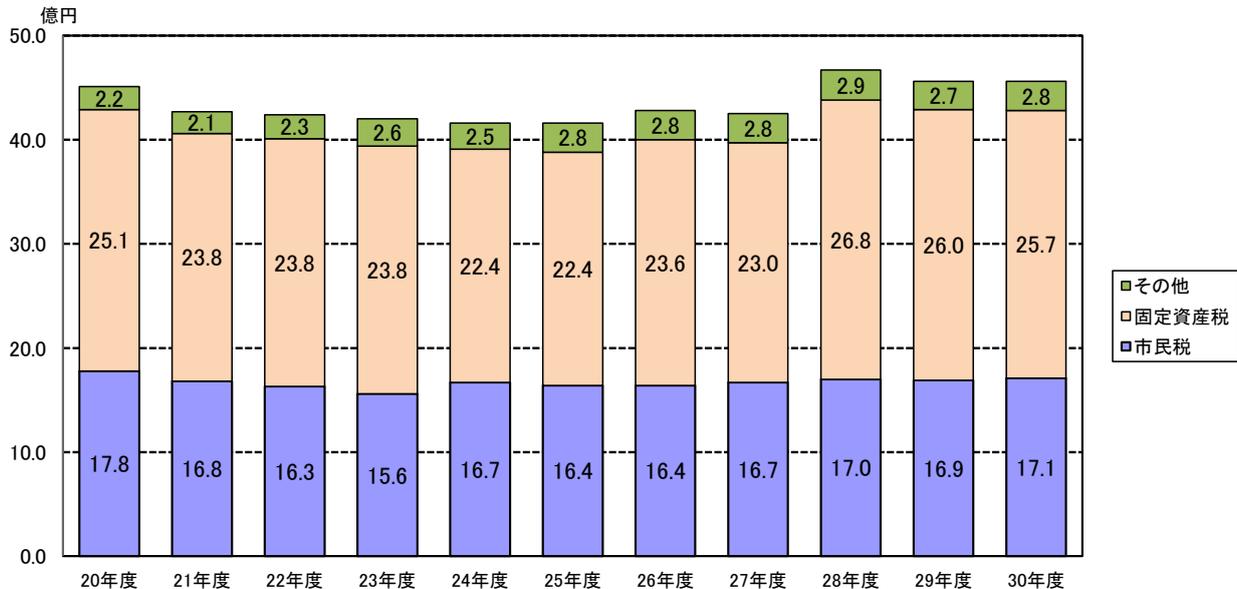
	30年度予算	29年度予算
市民税	17億1024万円	16億9163万円
固定資産税	25億6897万円	25億9903万円
軽自動車税	9476万円	9009万円
市たばこ税	1億8000万円	1億8000万円
鉱産税	10万円	10万円
入湯税	100万円	100万円
市税総額	45億5507万円	45億6185万円

平成30年度予算では、45億5507万円の市税収入を見込んでいます。

主な税目は、小矢部市に住所を有する個人や事務所を有する法人等が納める市民税、土地や家屋等を所有している人が納める固定資産税、そして市たばこ税となっています。

市民税と固定資産税を合わせると市税全体の約94%を占めており、この2つの税目が基幹税であることがわかります。

三位一体改革として平成19年度に国（所得税）から地方（住民税）へと税源移譲が行われたため、市民税が増え、市税総額も増加しましたが、以後、景気動向や人口減、高齢化社会の進展等により市税の収入は減少傾向が続いていました。しかし、平成28年度は北陸新幹線、三井アウトレットパーク北陸小矢部の開業により固定資産税、法人市民税で増収となり、市税総額が増に転じました。平成30年度は前年度に比べて固定資産税は、3年に1度の評価替えの年になるため減少が見込まれるものの、アウトレット効果や景気回復基調による市民税の増収を見込んでいます。

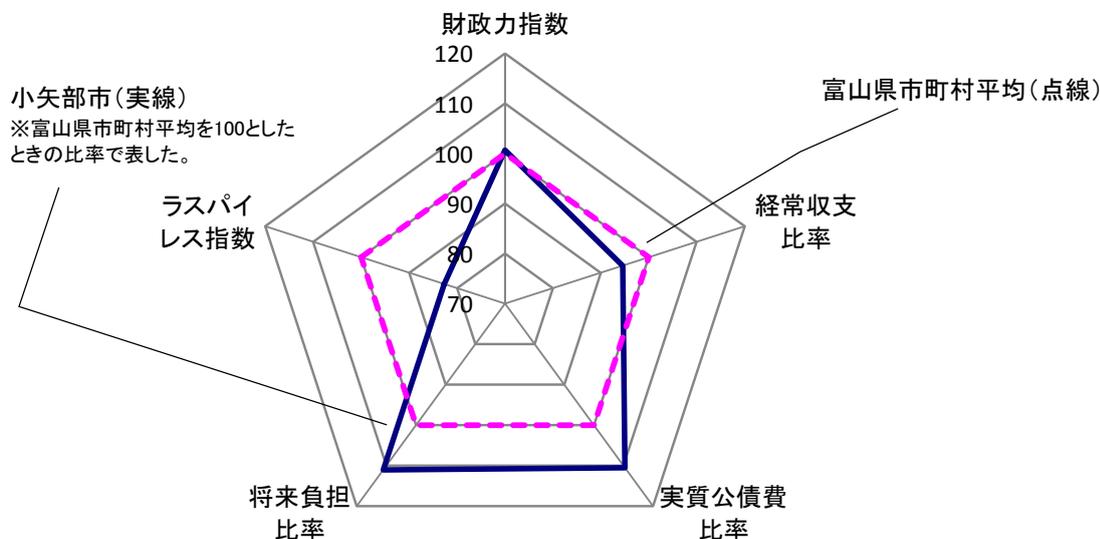


※平成28年度までは決算額、29年度以降は予算額を表しています。

※その他は、市たばこ税・軽自動車税・鉱産税・入湯税を表しています。

Q5 小矢部市の財政状況は他市と比較してどうなっていますか？

下記の図は、各財政指標について、富山県の市町村平均を100とした場合の小矢部市の水準を表しています。富山県内の市町村平均と比べ、小矢部市の実質公債費比率や将来負担比率は比較的高いため、健全度は低くなっています。また、ラスパイレス指数（国家公務員給与額を100とした場合の給与水準）においては、平均よりも低い水準でありますので、県内市町村平均に比べ給与水準が低い状態といえます。



【財政指標の比較表】

	財政力指数	経常収支比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)	ラスパイレス指数
小 矢 部 市	0.57	85.6	14.7	157.2	93.4
全 国 市 町 村 平 均	0.50	92.5	6.9	34.5	※ 99.1
富 山 県 市 町 村 平 均	0.56	87.4	11.8	103.7	98.4

※ 平成28年度普通会計決算に基づく指標です。

※ ラスパイレス指数は、平成29年度総務省及び富山県が公表した数値。ただし、※の数値は全国市平均です。

【用語解説】

財政力指数	標準的な行政活動を行うために必要な財政需要額に対する標準的な税収入などの割合を示す数値です。この数値が高いほど財源に余裕があるとされています。
経常収支比率	人件費、扶助費及び公債費などの義務的な経費に対して、地方税、地方交付税などの経常一般財源収入がどの程度充てられるかをみる指標です。財政構造の弾力性を判断するものです。
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。1年間の借入金の返済額やこれに準じるものの大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率ともいえます。
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率であるともいえます。
ラスパイレス指数	国家公務員の平均給与額を100としたときの、各自治体の地方公務員の平均給与額の水準を表したものです。



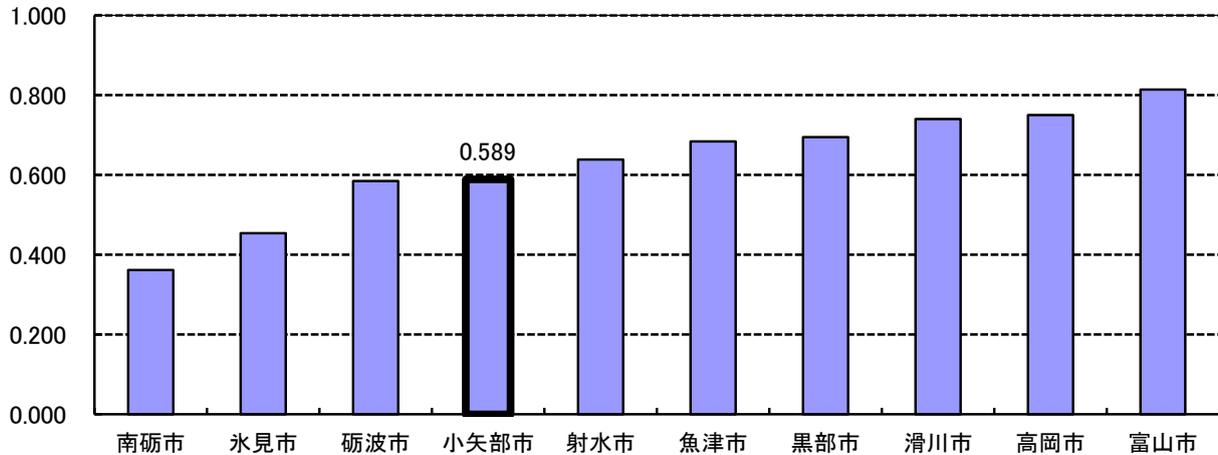
クローズアップ

主要な財政指標の比較

小矢部市の財政指標を県内他市と比較してみました。

主要な財政指標を比較してみましょう

◎財政力指数

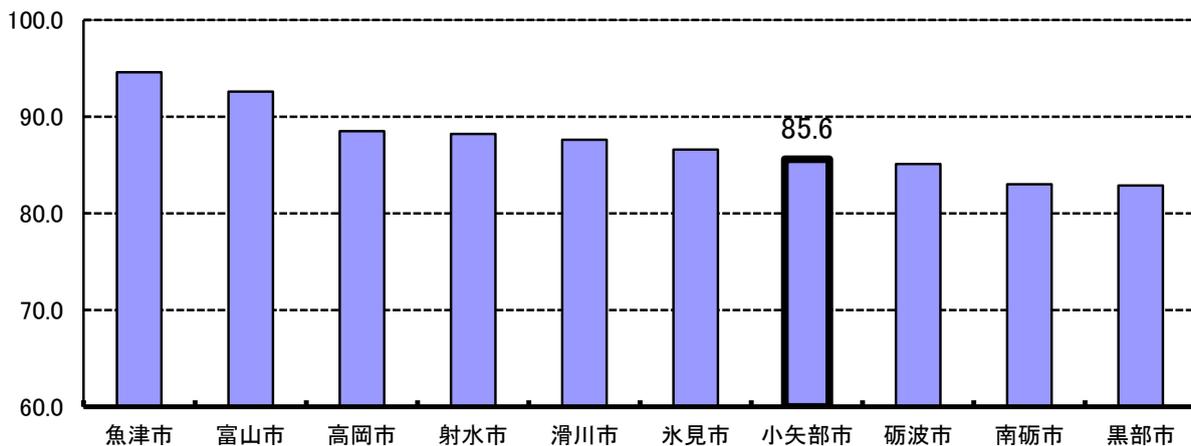


財政力指数とは、市の財政需要額が市税など自前の収入でどれだけ賄われているかを示しており、いわばどれだけ自給自足できているかの指標になります。各市町村の人口や面積を元に、一定の基準で算定された「基準財政収入額」と「基準財政需要額」を元に算出しているため、規模の違うそれぞれの市の間で、基礎体力を比較する指標として使われています。

財政力指数が「1.0」以上であれば自主的な収入のみで運営することができますが、「1.0」未満であれば地方交付税などによって足りない分を補うことになります。なお、県内には、財政力指数が「1.0」以上の団体はありません。

(富山県経営管理部市町村支援課：財政力指数(平成29年度))

◎経常収支比率



経常収支比率とは、毎年決まって入ってくる収入「経常的収入」に対して、毎年決まって必要となる費用「経常経費」がどれだけあるかを表した比率です。「経常的収入」には市税や地方交付税などがあり、「経常経費」には職員の人件費や扶助費(生活保護法や児童福祉法等に基づく各種扶助の経費)、公債費(借入金の元利償還金)などがあります。

「経常的収入」を多くの「経常経費」に充てなければならない状況になると、この比率は高くなり100%に近づいていきます。この比率が高いということは、財政構造の弾力性が失われていることを示しています。

(総務省：平成28年度決算カード)



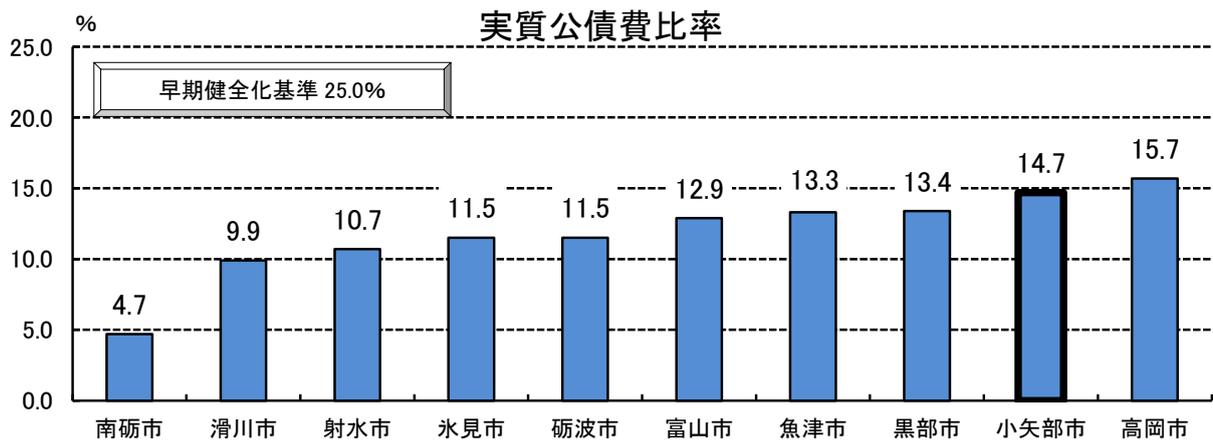
小矢部市の健全化判断比率を県内他市と比較してみました。

財政の健全化判断比率を比較してみましょう

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月から全面施行されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化や財政の再生等に必要となる行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。なお、公表が必要な指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（これら4つの指標を「健全化判断比率」といいます。）とされています。

28年度決算に基づく健全化判断比率は、グラフのとおり、すべての市が早期健全化基準を下回っています。（なお、すべての市が黒字のため、実質赤字比率と連結実質赤字比率はありません。）

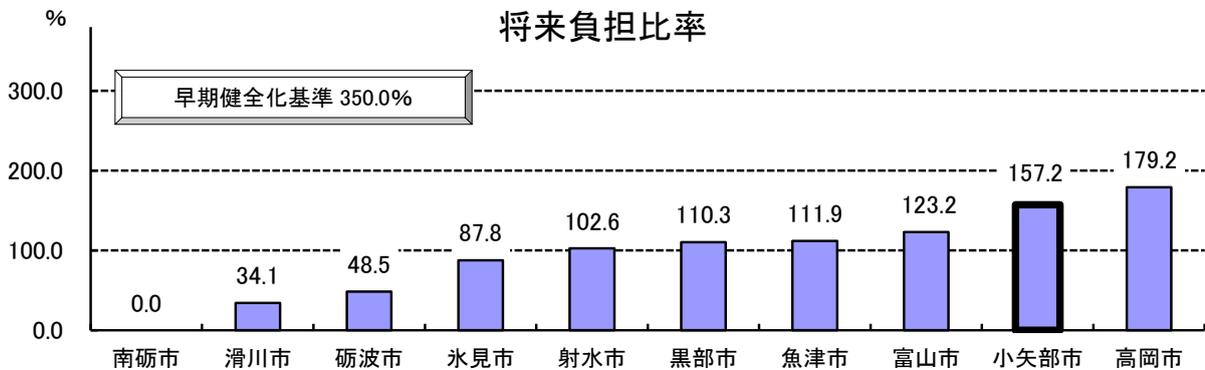
将来負担比率については、26年度決算において、東部産業団地造成事業に伴う債務負担行為額の増加により一時的に上昇しましたが、27年度決算以降、東部産業団地からの賃借料収入により大きく低下しています。



※ 実質公債費比率とは…

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。1年間の借入金の返済額やこれに準じるものの大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率ともいえます。

◎ 将来負担比率



※ 将来負担比率とは…

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率であるともいえます。

(総務省：平成28年度決算カード)

資料編

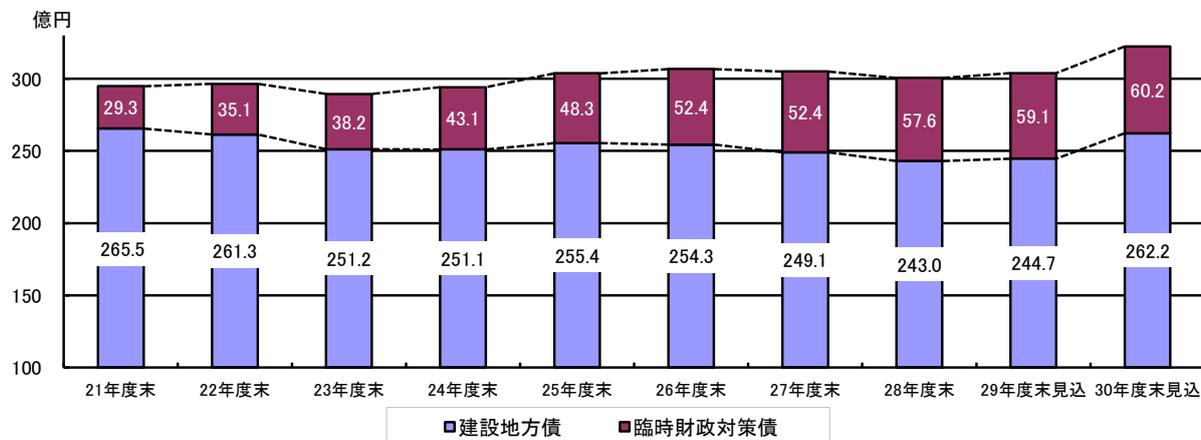
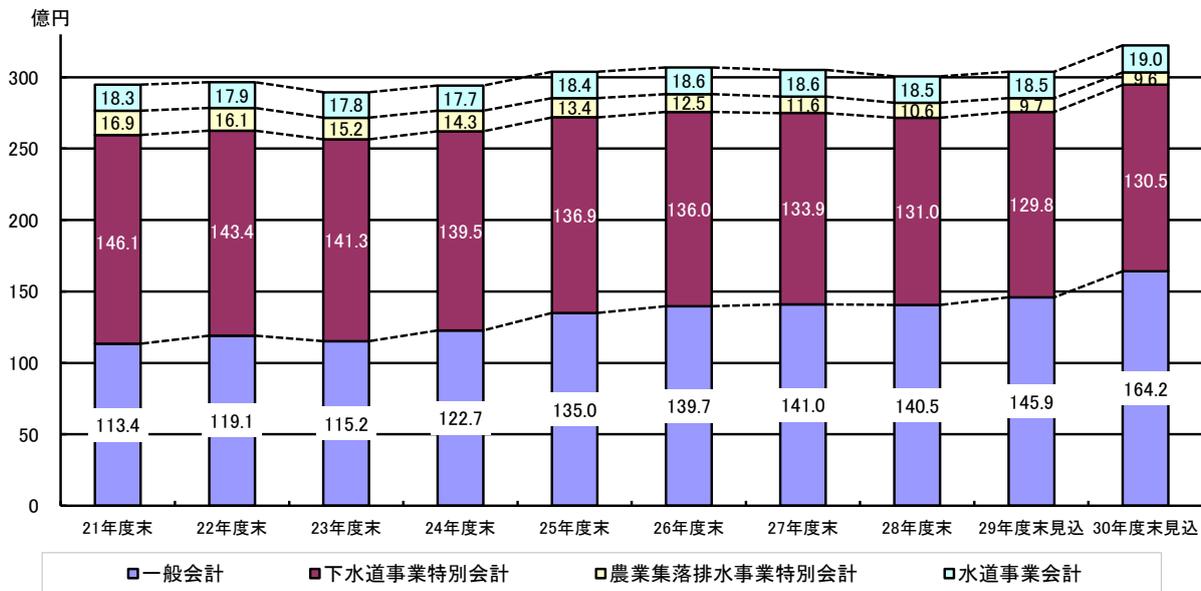
図表でみる小矢部市

Q6 小矢部市の借入残高はどれくらいあるのですか？

借入金に当たる地方債（市債）は、原則として① 文教施設、厚生・福祉施設などの公共施設の建設事業、② 料金収入により償還の財源が確保される上下水道などの公営企業の事業、③ 突発的に発生した災害復旧事業などの財源とする場合に限り、発行が認められています（この①から③を「建設地方債」といいます）。しかしながら、経済情勢の悪化に伴い、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が落ち込み、地方財政全体において財源不足が生じたことから、国は、平成13年度以降、財政対策として特別な地方債（これを「臨時財政対策債」といいます。）の発行を認めることで対応してきました。

下のグラフに表れているとおり、建設地方債に係る地方債残高は平成21年度から平成28年度にかけて減少傾向にありました。しかし平成30年度は、大谷・蟹谷学区の統合こども園整備、新図書館整備等に係る起債で大幅な残高増加が見込まれます。

市では、引き続き、借入額を抑制し、地方債の残高が小さくなるよう取り組んでいきます。また、借入にあっても、後年度の交付税措置の高いものを優先的に借入し、財政の健全化に努めていきます。



※平成28年度までは決算額、29年度以降は予算額を表しています。

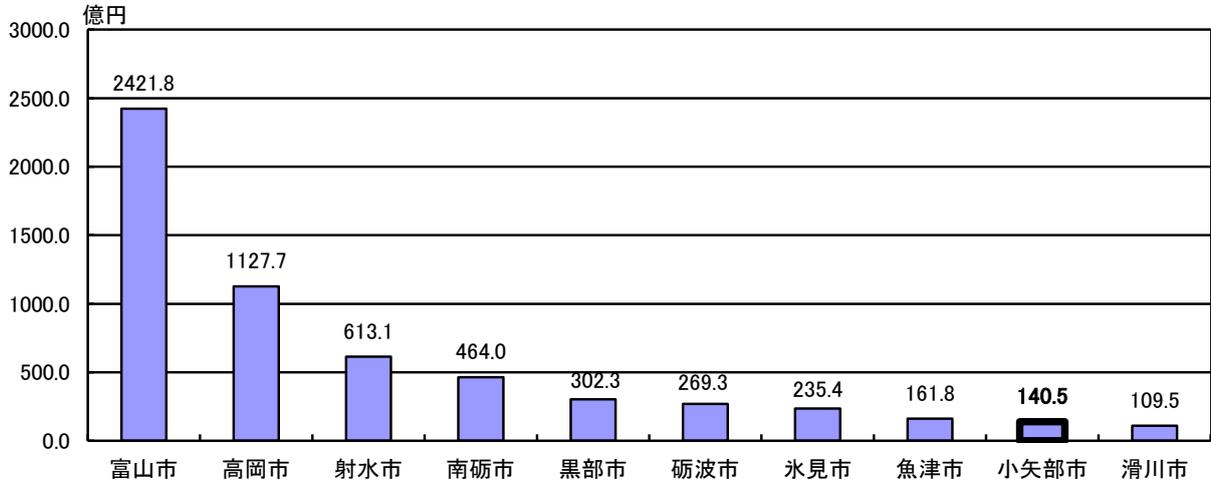


クローズアップ

地方債残高(平成28年度末残高)

地方公共団体の「借入金」に当たる地方債の残高を、県内10市で比較してみました。

地方債残高を比較してみましょう

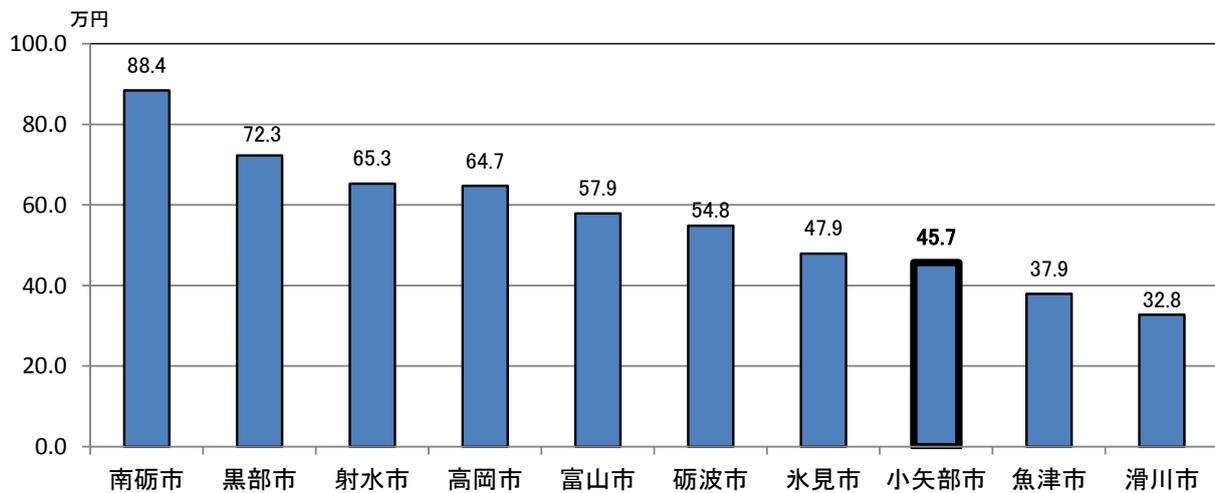


(総務省：平成28年度決算カード「地方債現在高」)

平成28年度末の県内各市の地方債残高(普通会計)は、上記のとおりです。金額が大きい団体・小さい団体と様々ですが、団体によって財政規模(予算規模)や人口・面積など、基本的な条件が異なっていますので、その団体にとってその負担が大きい・小さいとは一概にいうことはできません。

地方債は、主に公共施設や道路などの建設事業などに充てられています。そういう意味では、地方債残高とインフラ整備の状況をあわせて比較することも重要な視点です。

では、1人当たりの地方債残高はどうでしょう



(総務省：平成28年度決算カード「地方債現在高」/「平成29年1月1日住民基本台帳人口」)

住民1人当たりの地方債残高は、上記のとおりです。

地方債はあくまで借金(ローン)であり、その返済を避けることはできません。地方債の場合、後世にわたり市民が納める税金等がその償還(返済)財源となります。そのため、将来の人口や労働力人口などの見通しを基に、将来過度な負担とならないよう、地方債残高を減らしていく努力が必要です。

資料編

図表でみる小矢部市

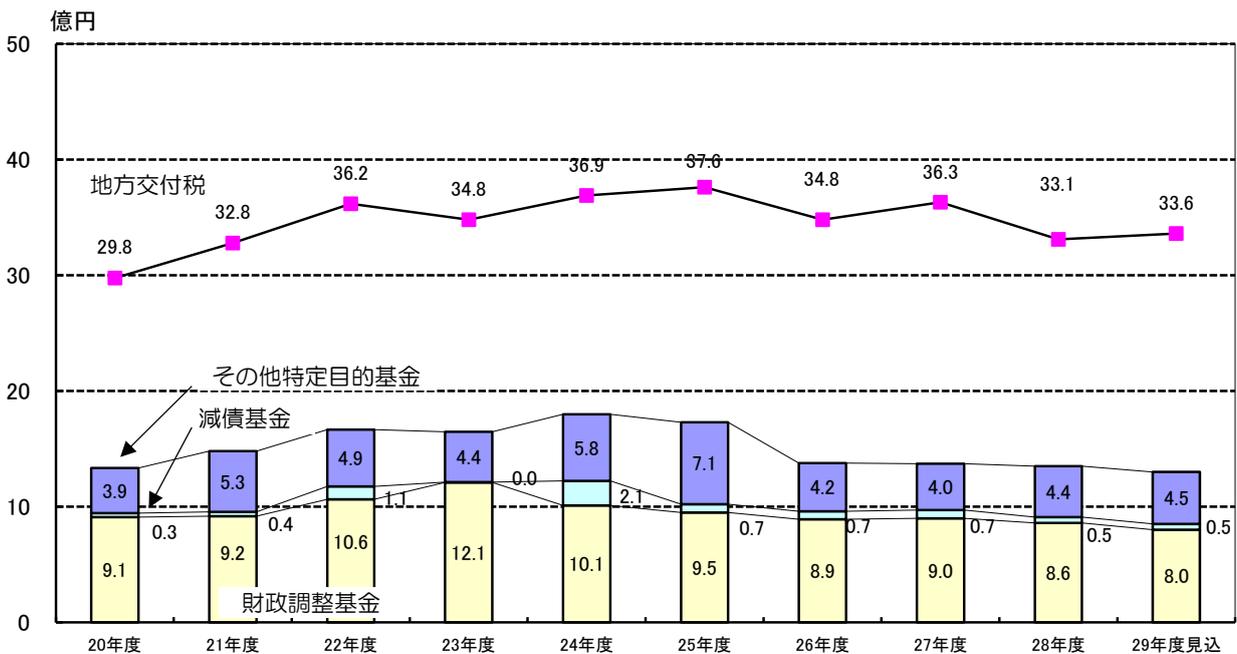
Q7 小矢部市の基金残高はどれくらいあるのですか？

小矢部市（一般会計）の貯金に当たる基金の過去10年間の状況は、次のようになっています。
 財政調整基金や減債基金・その他特定目的基金は、国の三位一体改革により減少してきた地方交付税などの歳入不足を補うために相当の額を取り崩したため、19年度末には、これら基金の合計額は、約10億5000万円にまで減少しました。

その後、国の地方財政対策により地方交付税がやや増える傾向にあったことや行財政改革の取組みにより、歳入不足が小さくなり、平成24年度まで基金総額をわずかながら増額することができました。

しかし、25年度末には借入利率の高い借入金を繰上償還したことにより、減債基金が減少しています。また、平成26年度末にはアートハウスおやべを整備するため美術活動拠点施設整備基金から繰入したため、その他の特定目的基金が減少しています。また、歳入不足を補うため、財政調整基金も減少傾向に転じました。

市町村の財政状況は急激に改善するものではありません。これからも行財政改革を着実に推進していくなど継続した取り組みが必要です。



※用語の説明

財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための積立金をいいます。
減債基金	公債費（借入金の元金利息）の償還を計画的に行うための積立金をいいます。
その他特定目的基金	上記以外の特定の目的のために積み立てられている積立金をいいます。

※上記の「折れ線グラフ」は、平成29年度までの決算額を示しています。

※上記の「棒グラフ」は、平成28年度までは各年度末の基金残高を、平成29年度については年度末の基金残高（見込み）を示しています。

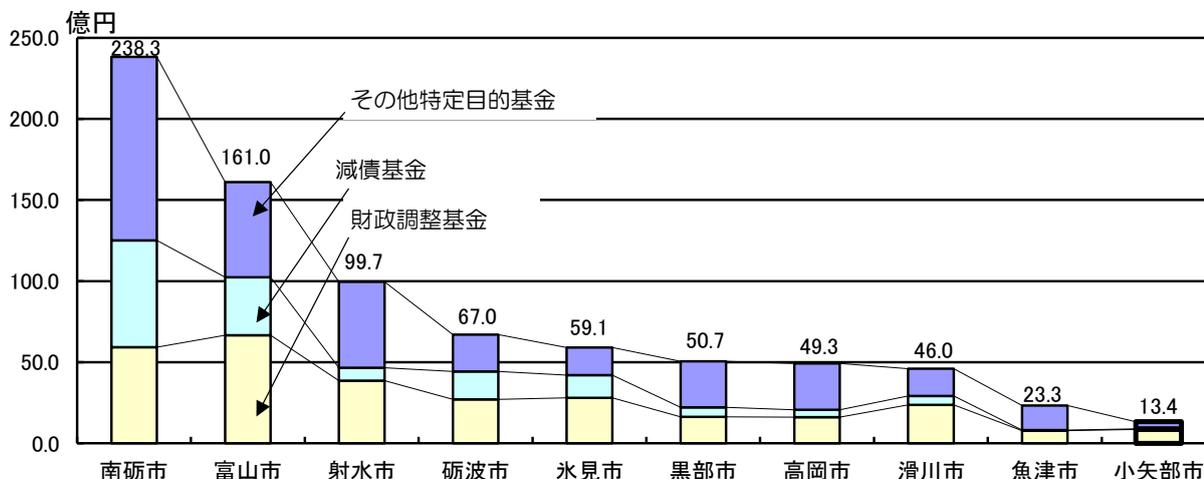


クローズアップ

基金残高(平成28年度末残高)

地方公共団体の「貯金」に当たる基金残高を、県内10市で比較してみました。

基金残高を比較してみましょう

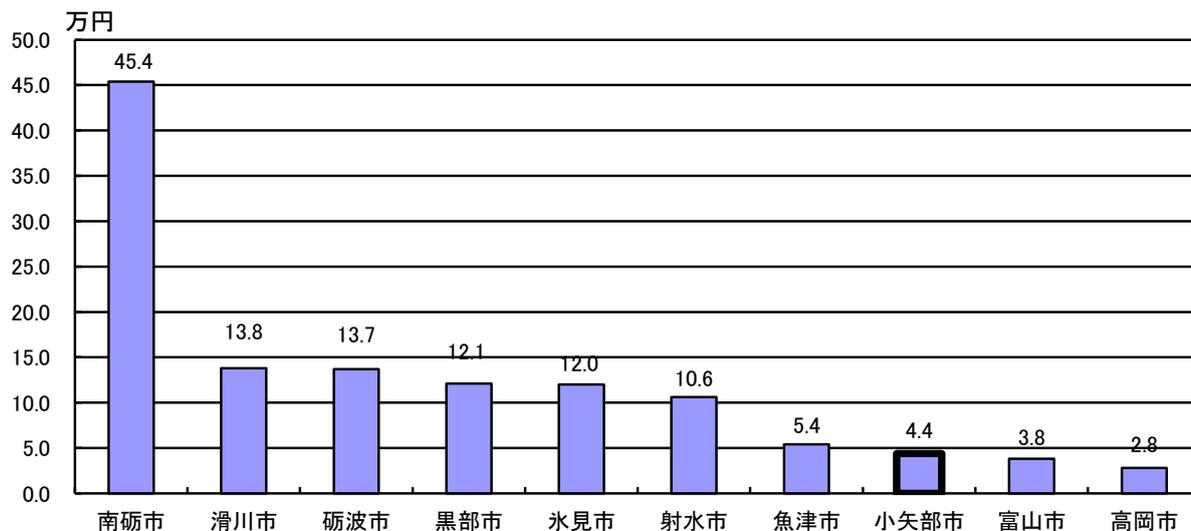


(総務省：平成28年度決算カード「積立金現在高」)

平成28年度末の基金残高(普通会計)は、上記のとおりです。こちらにも、合計額が大きい団体・小さい団体と様々ですが、近年は基金残高が減少してきているといえるでしょう。

基金残高が「この程度あれば・・・」といった目安は特段ありませんし、人口や財政規模(予算規模)も様々ですから一概にいうことはできません。基金を大量にただ貯め込んでいるという状態も問題ですが、あまりに少ないと、災害など不測の事態や将来の大規模な事業への対応などが難しくなります。

では、1人当たりの基金残高はどうでしょう



住民1人当たりの基金残高は、上記のとおりです。

突出して多い南砺市を除き、9市はその差が10万円程度の範囲内となっています。地方債残高は「借金の残高」、基金残高は「貯金の残高」を表しているといえます。どの団体も借金の残高に比べて、非常に小さな貯金の残高となっていることが分かります。

(総務省：平成28年度決算カード「積立金現在高」 / 「平成29年1月1日住民基本台帳人口」)

資料編

図表でみる小矢部市

Q8 小矢部市の財務諸表はどうなっていますか？

小矢部市では、新地方公会計改革への取組みとして、平成28年度から「統一的な基準」による財務諸表を作成しました。これにより、団体間での比較分析が可能となります。下記は一般会計等を示しています。

《貸借対照表》

住民サービスを提供するために保有している財産と、その資産をどのような財源で賄ってきたかを総合的に対照表示した財務諸表です。

科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	441億1907万円	固定負債	150億6930万円
有形固定資産	418億7132万円	地方債等	128億4545万円
無形固定資産	1億8256万円	退職手当引当金	20億8469万円
投資その他の資産	20億6519万円	その他	1億3915万円
投資及び出資金	10億1368万円		
長期延滞債権	1億6818万円	流動負債	14億4599万円
長期貸付金	2億7197万円	1年以内償還予定地方債等	12億669万円
基金	6億3414万円	賞与等引当金	1億2002万円
徴収不能引当金	△2277万円	その他	1億1928万円
流動資産	22億5480万円	負債合計	165億1528万円
現金預金	5億6256万円	【純資産の部】	
未収金	7億8589万円	固定資産等形成分	449億7752万円
棚卸資産	4813万円	余剰分（不足分）	△151億1894万円
基金	8億5845万円	他団体出資等分	0
徴収不能引当金	△24万円		
資産合計	463億7386万円	純資産合計	298億5858万円
		負債及び純資産合計	463億7386万円

※表示単位未満四捨五入の関係で合計と一致しない箇所があります。

一般会計等で小矢部市の保有する資産は約464億円です。その約90.3%を有形固定資産が占めており、内訳は道路・橋りょう・公園・住宅等の生活インフラ、小学校・中学校などです。

将来世帯が負担していくこととなる負債は約165億円です。そのうち地方債（1年以内償還予定地方債を含む）が約85%です。なお、地方債（1年以内償還予定地方債含む）のうち、約70.1%は後年度に基準財政需要額に算入される有利な地方債です。

《行政コスト計算書》

科目名	金額
経常費用	131億471万円
業務費用	73億3453万円
人件費	20億5841万円
物件費等	51億801万円
その他の業務費用	1億6811万円
移転費用	57億7019万円
補助金等	28億2528万円
社会保障給付	13億540万円
その他	16億3951万円
経常収益	5億2424万円
使用料及び手数料	2億7842万円
その他	2億4582万円
純経常行政コスト	125億8048万円
臨時損失	196万円
資産除売却損	196万円
臨時利益	9295万円
資産売却益	9295万円
純行政コスト	124億8949万円

行政コスト計算書は、資産形成につながらない人的サービスや給付サービスなど本市が提供した行政サービスにどれだけのコストがかかったかを表しています。

左の表のとおり、純経常行政コストは約126億円です。これは、経常費用から経常収益を差し引いた金額です。さらに、純経常行政コストから臨時収益を差し引いた額が純行政コストと呼ばれるものです。

純行政コストは、市税や地方交付税、国・県補助金等で賄っています。

※ ホームページでは、貸借対照表と行政コスト計算書の詳細のほか、純資産変動計算書や資金収支計算書も公表しています。

市ホームページ

<http://www.city.oyabe.toyama.jp/>

Q9 特別職と職員の給与等の状況はどうなっていますか？

○特別職の給料及び市議会議員の報酬

特別職の給料及び市議会議員の報酬は、次のとおりです。

市長・副市長・教育長の給料は、「小矢部市特別職報酬等審議会」の意見に基づいて平成18年に改定され、平成19年1月1日から適用されています。

	給 料	県内市平均
市 長	830,000円	912,600円
副 市 長	710,000円	747,100円
教 育 長	610,000円	631,900円
	報 酬	県内市平均
議 長	445,000円	508,700円
副 議 長	390,000円	453,200円
議 員	360,000円	423,000円

※ 県内市平均は、県内10市の特別職の給料及び市議会議員の報酬（平成30年1月25日現在）の単純平均です。

○職員給与の状況

小矢部市職員の給与の状況は、次のとおりです。

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	233	814,312	112,884	312,225	1,239,421	5,319

※ 平成28年度普通会計決算額を基に作成しています。

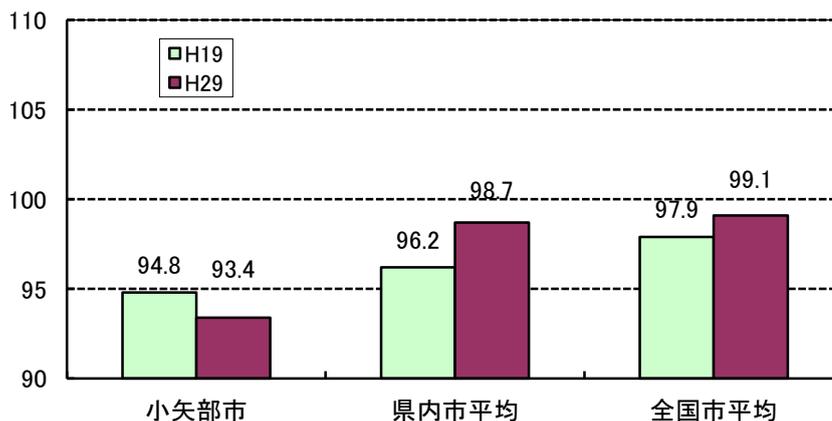
※ 職員数は平成28年4月1日現在の人数です。
(水道、下水道、国民健康保険等担当職員は除く。)

※ 職員手当には退職手当を含んでいません。

○ラスパイレス指数の状況

この表は、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

小矢部市は、県内市平均や全国平均と比較すると低い水準にあります。

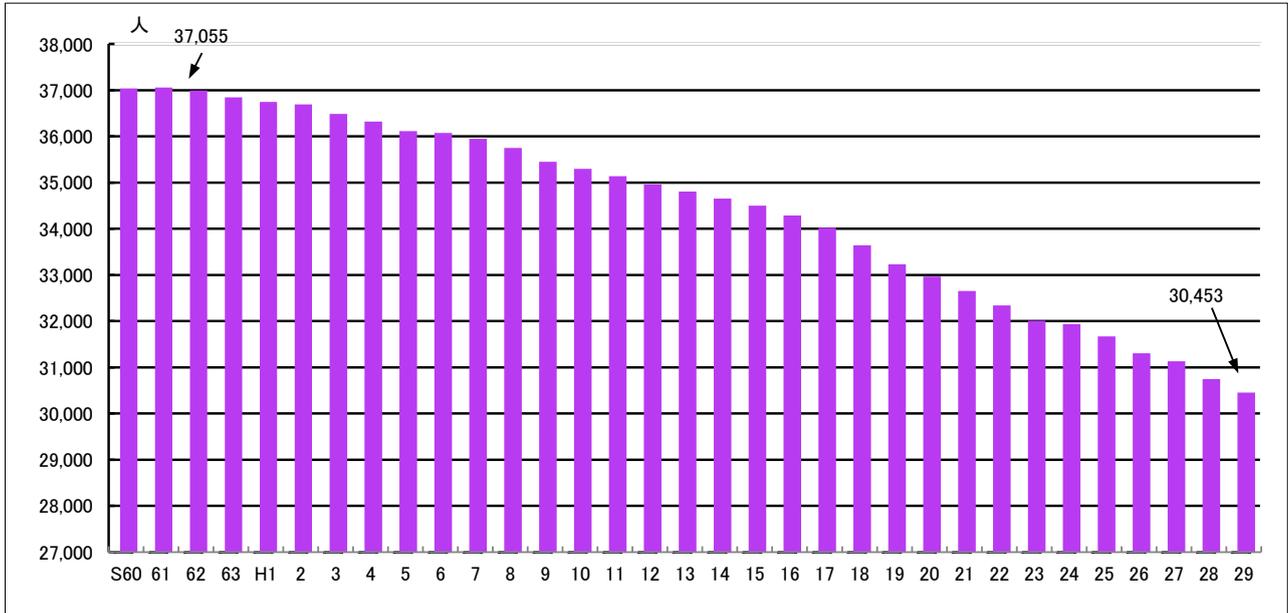


資料編

図表でみる小矢部市

Q10 小矢部市の人口推移はどうなっていますか？

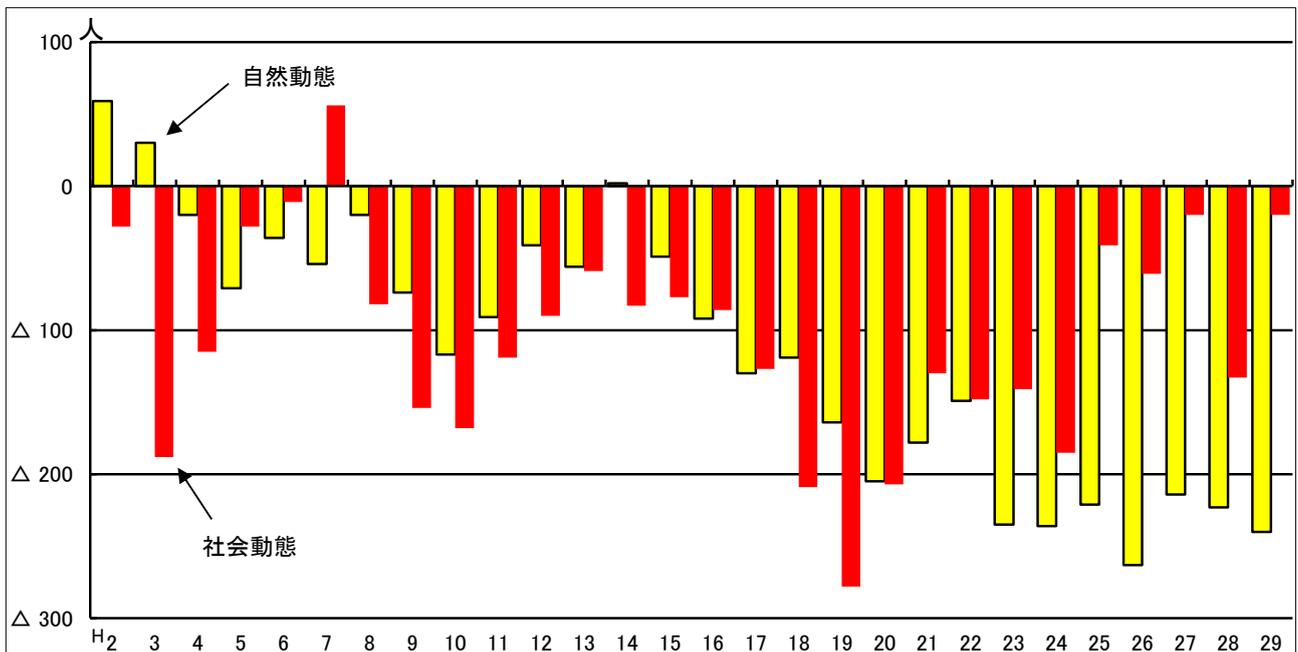
小矢部市の人口は昭和61年をピークに減少が続いています。
小矢部市第6次総合計画では、「子育て支援」「地域産業活性化」「企業立地推進」「定住促進」そして「観光振興」を人口増対策のための重点プロジェクトとして位置付け、積極的に取り組んでいます。



資料：住民基本台帳に基づく人口（各年12月末日現在の人口）

Q11 小矢部市の人口動態はどうなっていますか？

平成4年以降、自然動態の減少が続いています。平成29年は240人の減となっています。
また、社会動態も減少が続いており、平成28年は、転出する人が転入する人を大きく上回りました。平成29年は過去10年で最少の20人の減にとどまりました。人口減少に歯止めをかけるため、引き続き定住促進施策を推進していきます。



資料：富山県「富山県の人口」（各年10月1日現在の人口）

Q12 社会動態の内訳はどうなっていますか？

平成28年10月1日から平成29年9月30日までの社会動態を年齢別（5歳区分）にみると、転出者の約54%は20～34歳の年齢層が占めています。

平成21年度から小矢部市の魅力満載の絵本やCMを作成するなど、市内外の若者やファミリー世代に対して小矢部市の魅力や施策を積極的に提供しており、30年度も引き続き取り組んでまいります。

(単位:人)

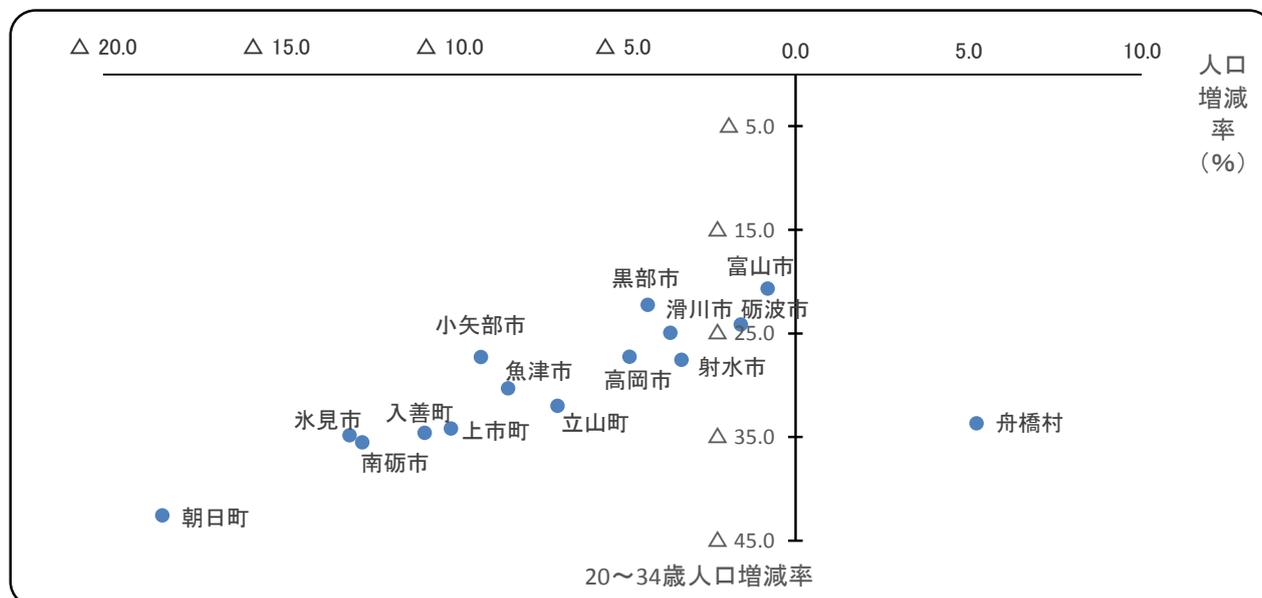
年齢階級	転入	転出	社会動態
0 - 4 歳	65	38	27
5 - 9 歳	14	13	1
10 - 14 歳	7	16	△ 9
15 - 19 歳	60	47	13
20 - 24 歳	124	121	3
25 - 29 歳	129	171	△ 42
30 - 34 歳	115	116	△ 1
35 - 39 歳	54	80	△ 26
40 - 44 歳	46	49	△ 3
45 - 49 歳	33	27	6
50 - 54 歳	26	20	6
55 - 59 歳	15	15	0
60 - 64 歳	18	10	8
65 - 69 歳	11	8	3
70 - 74 歳	3	8	△ 5
75 - 79 歳	3	4	△ 1
80 - 84 歳	1	3	△ 2
85 - 89 歳	6	6	0
90 - 94 歳	2	3	△ 1
95 - 99 歳	2	2	0
100歳以上	0	0	0
計	734	757	△ 23

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

Q13 県内市町村において人口の増減に傾向はありますか？

市町村の人口と20～34歳人口について、10年前の数値と比較し、それぞれの増減率について図示しました（平成29年10月1日と平成19年10月1日の数値を比較しました）。

この10年間は、全ての市町村で20～34歳（若者やファミリー世代）の人口が減少し続けています。小矢部市では、引き続き定住促進助成や子育て支援の充実を図り、若年層の流出を食い止め、定住人口の増加に努めています。



資料：富山県「富山県の人口」（各年10月1日現在の人口）

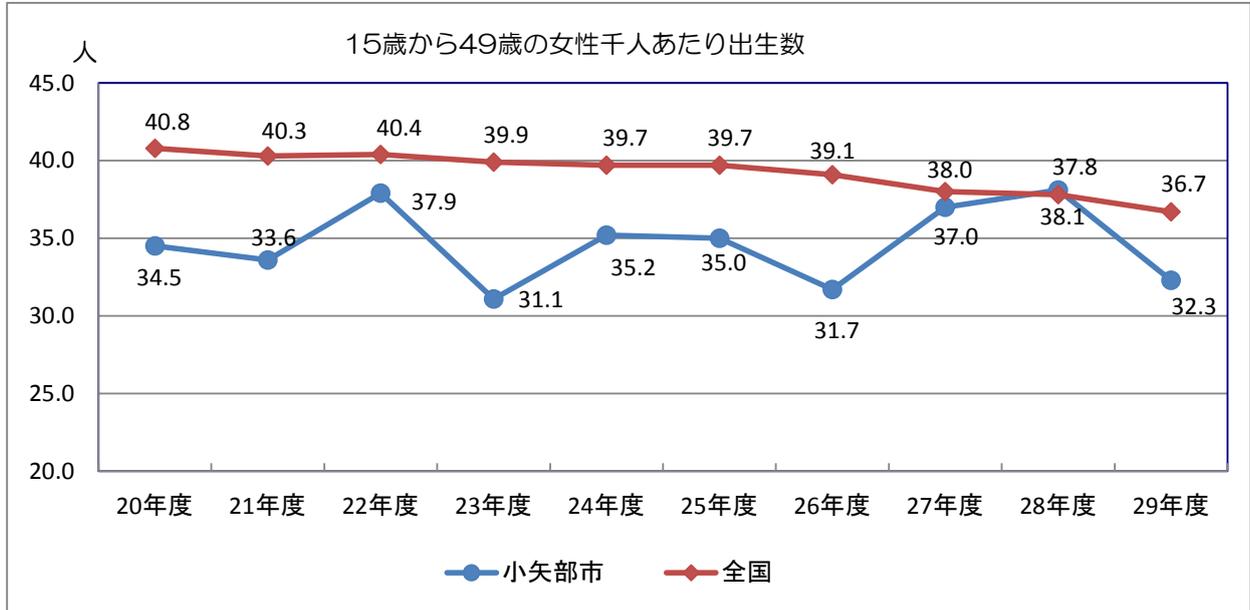
資料編

図表でみる小矢部市

Q14 小矢部市の出生数は全国と比べるとどうなっていますか？

下のグラフは出産年齢を15歳から49歳とした場合の女性千人あたりの出生数を表したものです。全国的に出生率は下がってきていると言われており、小矢部市でも平成29年度は減少しましたが、近年、千人あたり出生数は増加傾向にあります。

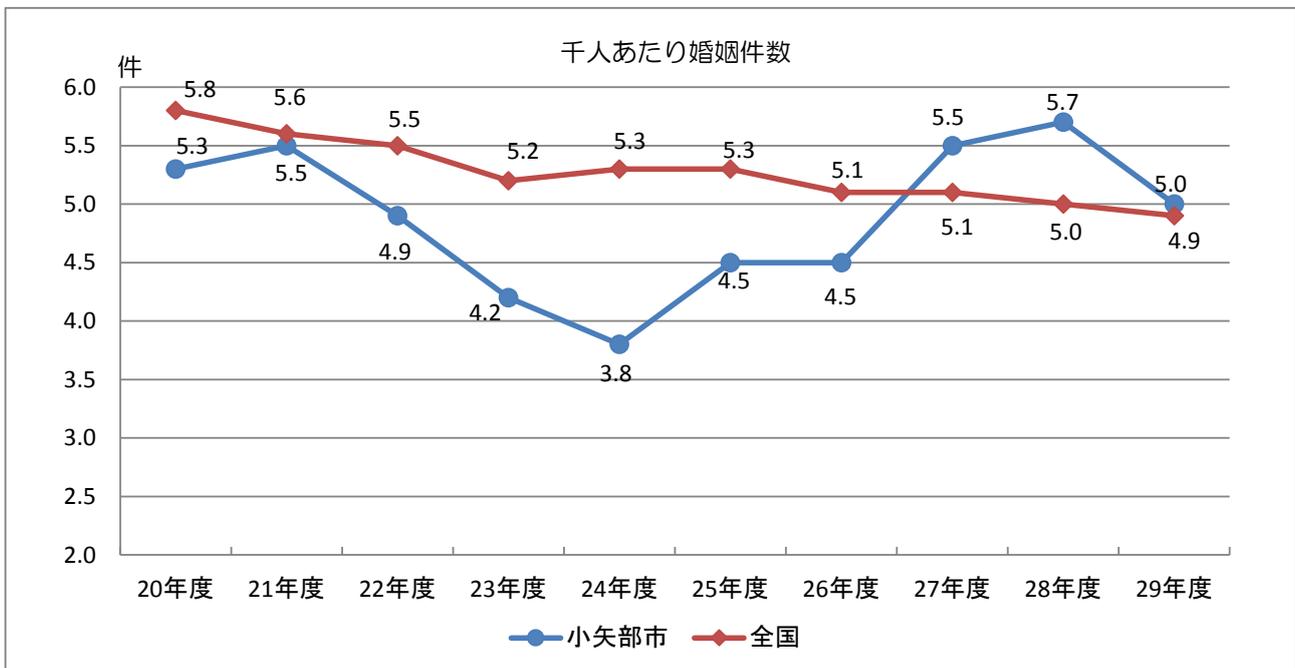
小矢部市は生み育てやすいまちづくりを目指し、今後とも各種施策に積極的に取り組みます。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

Q15 小矢部市の婚姻件数はどのような状況ですか？

下のグラフは人口千人あたりの婚姻件数を表したものです。全国でも未婚化、晩婚化が進むなか、小矢部市は、平成29年度は減少しましたが、近年、千人あたり婚姻件数が増加しています。平成24年度から実施している結婚活動支援事業がひとつの要因として考えられます。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

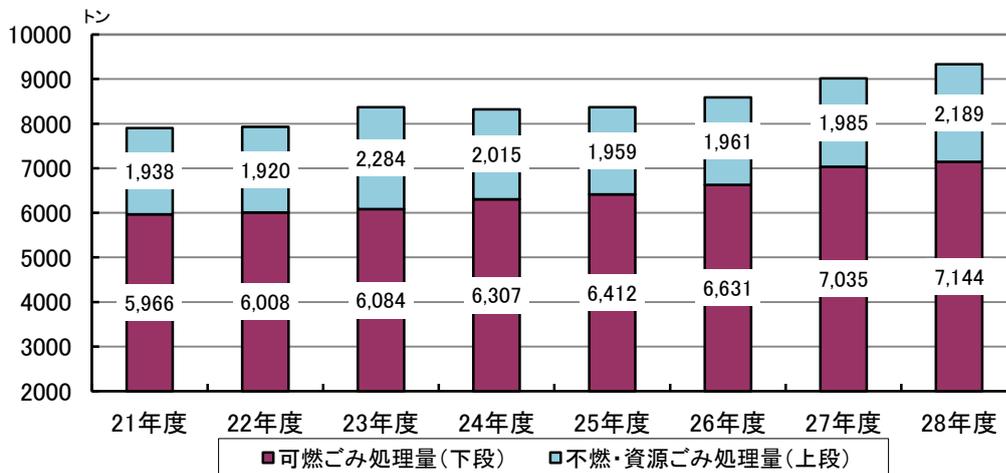
Q16 ごみの排出量は年間どれくらいですか？

小矢部市が収集するごみのうち「燃えるごみ」は、ごみ処理量全体の約4分の3に上ります。

これら「燃えるごみ」の焼却処理は、高岡市と氷見市に有料で委託していましたが、平成26年度途中から高岡広域エコ・クリーンセンターで焼却処理を行っています。

近年、可燃ごみの処理量が増加しております。市民一人ひとりの心がけによるごみ発生量の削減は、ごみ処理に伴う二酸化炭素等の発生量を削減することになり、地球温暖化の防止につながります。

ごみ処理量の推移



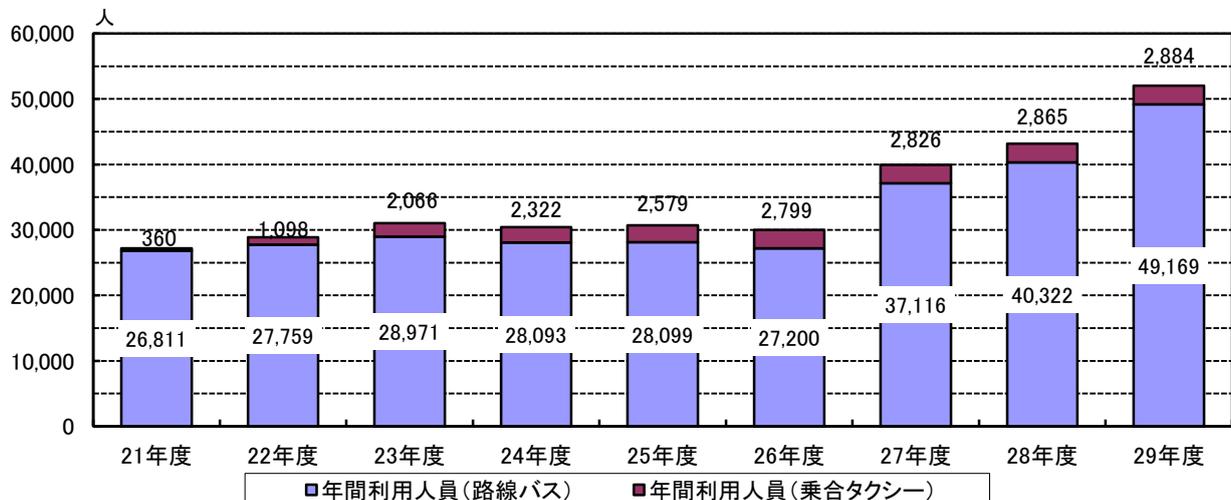
資料：生活協働課

Q17 小矢部市営バスの乗降客数はどれくらいですか？

小矢部市では、市民の交通の利便を確保するため市営バスとして、路線バスと乗合タクシーを運行しています。

多くの市民のみなさんにご利用いただくため、路線バスについては、平成27年7月に各路線の増便や土日祝日の運行を開始しました。また、平成29年6月からは、満75歳以上の方及び満75歳未満の後期高齢者医療被保険者の運賃を無料化しました。

通勤・通学、買い物、通院等に便利な小矢部市営バスをぜひご利用ください。



資料：生活協働課

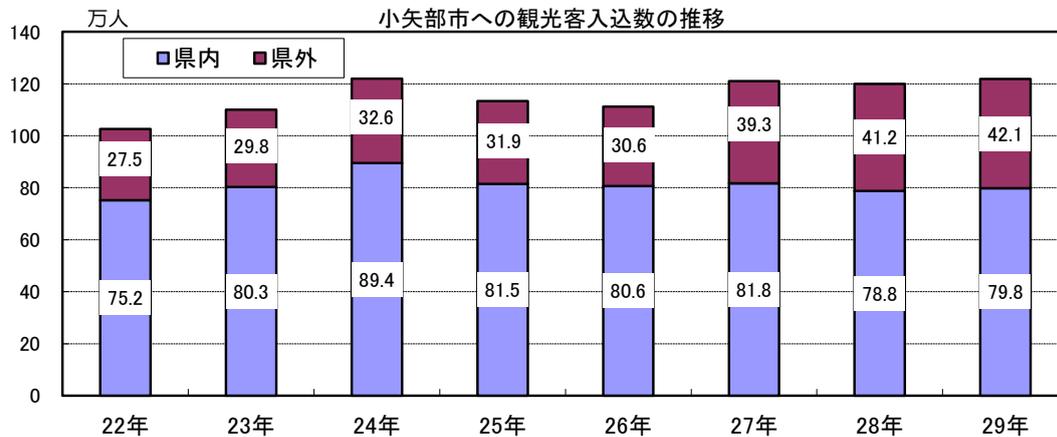
資料編

図表でみる小矢部市

Q18 小矢部市への観光客数はどれくらいですか？

平成21年に道の駅メルヘンおやべが開業したことにより、市内の観光地及び宿泊等の施設や各種イベントに訪れる観光客は、大幅に増加しました。また、三大都市圏における観光PRイベント等をとおして小矢部市の魅力の情報発信に努めていることや、平成27年の北陸新幹線開業、三井アウトレットパーク 北陸小矢部開業により、県外からの観光客は増加傾向にあります。

今後、県内外での出向宣伝やインバウンド対策（多言語化）に取り組むとともに、さらなる観光客の増加につなげてまいります。また、倶利伽羅古戦場周辺整備の実施をとおして「木曾義仲・巴」の大河ドラマ誘致活動にも積極的に取り組んでまいります。



出所：観光振興課

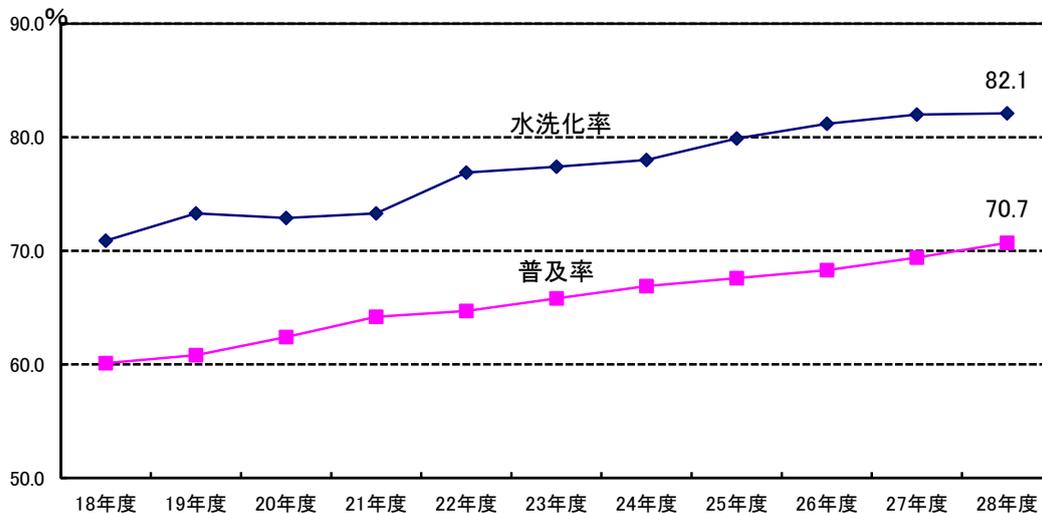
Q19 小矢部市の水洗化率はどれくらいですか？

小矢部市の水洗化率は、平成28年度末現在で82.1%です。

下水道事業は、下水道を使用している皆さんからの使用料を主な収入として維持管理を行っています。

法律では、公共下水道が供用開始された場合、遅滞なく（くみ取り便所の場合は3年以内に）下水道に接続することとなっています。本市では、3年以内に接続される方の工事費の一部を助成する水洗化促進助成金や接続工事に必要な資金を金融機関から借り入れた場合の利子補給制度を設けており、一層の接続促進を目指しています。

下水道水洗化率と普及率



出所：上下水道課

算出方法：水洗化率＝水洗化人口（外国人含）／処理区域内人口

普及率＝処理区域内人口／人口総数

※ 水洗化人口には合併処理浄化槽設置者は含まれていません。

Q20 市民1人当たりの医療費はどれくらいかかっていますか？

近年、高齢化の進展に伴い、総医療費の上昇が続き、1人当たり医療費についても平成16年度以降上昇し、国民健康保険事業特別会計や後期高齢者医療事業特別会計を圧迫しています。

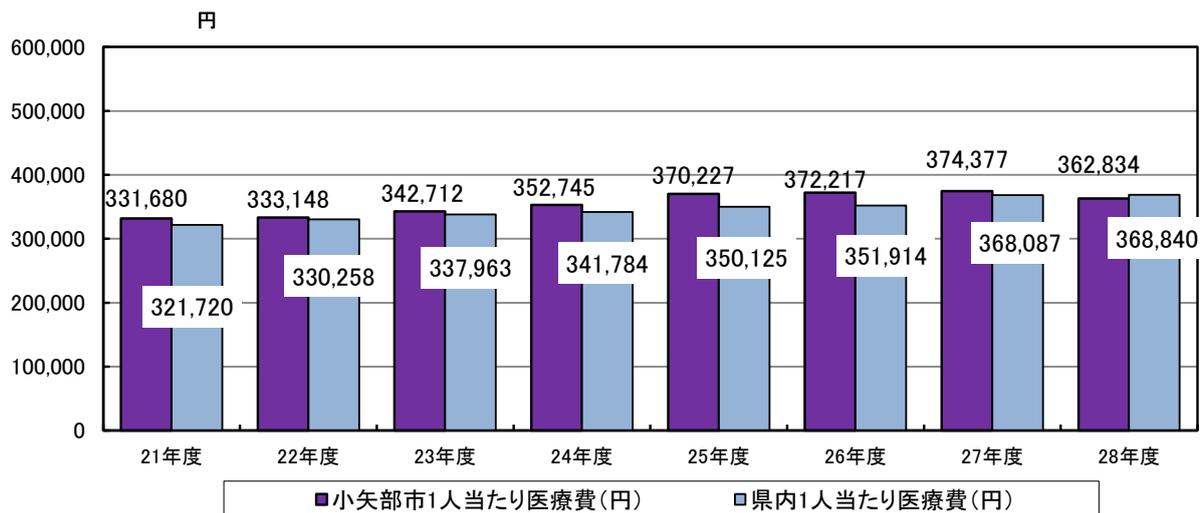
毎日、生き生きと健康に過ごすため、バランスのよい食事、適度な運動や十分な休養に心がけましょう。

＜国民健康保険事業分＞

国民健康保険事業は、加入者の保険料と国からの負担金などを主な収入源とし、医療費の支払いに充てています。

なお、平成20年度以降一人当たり医療費は、微増傾向となっております。

国民健康保険事業における1人当たり医療費の比較



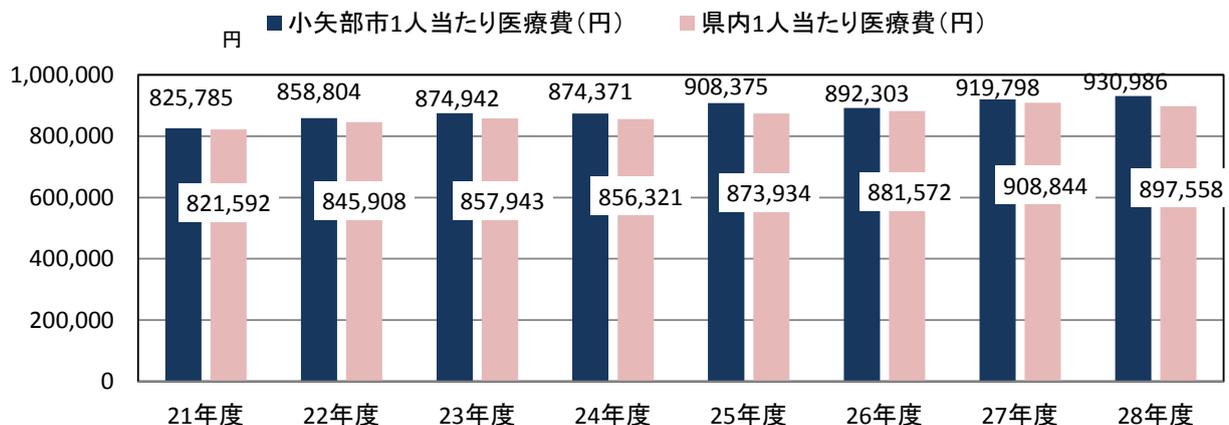
資料：市民課

＜後期高齢者医療事業分＞

後期高齢者医療事業は、平成20年度に創設されたもので、加入者の保険料と国からの負担金などを主な収入源とし、医療費の支払いに充てています。

小矢部市1人当たり医療費は、微増傾向となっております。

後期高齢者医療事業における1人当たり医療費の比較



資料：市民課



クローズアップ

寄附金の使途について



平成29年1月から12月末までにお寄せいただいた「ふるさと小矢部応援寄附金」は3,674万2千円（203件）でした。
ご寄付をいただいた皆さまに対し、心よりお礼を申し上げます。
皆さまからのご厚志は、平成30年度事業の財源として、有効に活用させていただきます。

おやべの歴史文化・
スポーツの振興を支援



第40回全国スポーツ少年団ホッケー交流大会
に18万円

次代を担うおやべの子どもたちの
健やかな成長を支援



放課後児童クラブの
時間延長に100万円

ふるさとおやべの
自然環境・景観の保全を支援



不法投棄防止のための花壇造成並びに市民による清掃活動の推進に47万8千円

おやべのまちの
賑わいづくりを支援

まちなかメルヘン化等
構想に45万8千円

新図書館整備を含む石動
駅周辺整備事業を支援



石動駅周辺整備に
3,070万円

まちづくりを支援

新総合計画策定経費に
297万6千円

ふるさとおやべ
応援寄附金を
有効に活用

安心・安全で
いきいきと生活できる
おやべのまちづくりを支援



災害時備蓄品の整備に
86万円

協働のまちづくりを支援

おやべ光のまち創出事業
(おやべイルミの開催など) を支援



おやべイルミの実施に4万円



男女共同参画プラン後期計画
の普及啓発経費に5万円

(写真やイラストはイメージです)

「市民向け補助金一覧表」

※各制度の詳しい内容（補助要件、補助対象経費など）や申請方法については、担当課までお問い合わせください。

番号	補助金等の名称 H30予算額	内 容	担当課
1	定住促進助成金 2,680万円	定住人口の増加を図るため、市内において住宅を取得し、そこに居住している方に対して助成金を交付します。 なお、助成を受ける場合は、必ず住宅を新築または購入してから1年以内の申請が必要となります。 同じ敷地内で住宅を取得：住宅(建物)の取得額の10%(上限10万円) 市内で転居して住宅を取得：住宅(建物)の取得額の10%(上限20万円) 転入して住宅を取得：住宅(建物)の取得額の10%(上限100万円+児童(中3まで)加算)	企画政策課
2	定住促進賃貸住宅家賃助成金 1,380万円	転入世帯及び新婚世帯の市内定着を促進し、定住人口の増加を図るため、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成します。 なお、助成を受ける場合は、民間賃貸住宅入居後、速やかに申請してください。 転入世帯の世帯主：毎月の家賃から住宅手当等を引いた額（上限月額1万円かつ最大12か月） 新婚世帯の世帯主：毎月の家賃から住宅手当等を引いた額（上限月額1万円かつ最大24か月） 転入世帯で新婚世帯の世帯主：毎月の家賃から住宅手当等を引いた額（上限月額2万円、13か月目以降は1万円かつ最大24か月）	企画政策課
3	三世帯同居・近居応援助成金 850万円	三世帯同居・近居での子育てを推進するため、3歳未満の子どものいる世帯で、次の①または②の条件を満たし、③の状況にある子ども（保育所等未入所）の保護者の方に助成金を支給します。 ①市内に住所を有し、同一敷地内に居住（同居） ②市内に住所を有し、同一・隣接町内会に居住（近居） ③三世帯以上で同居・近居し、子どもを保育【必須】 助成額：子ども1人につき、月5千円	企画政策課
4	定住促進奨学金返還助成金 100万円	市内外の若者の定住促進を図るため、市内に在住する就業者または転入される就業者で、日本学生支援機構等の奨学金の貸与を受け返還されている方に対し、その一部を助成します。 <助成期間> 最大3年間 <助成額> 転入者：返還額の1/2（上限2万円） 在住者：返還額の1/4（上限1万円） ※在住者は、平成28年4月1日以降に奨学金の返還を開始した方が対象になります。	企画政策課
5	三世帯同居推進リフォーム助成金 150万円	子どもを産み育てやすい環境づくりや高齢者の孤立防止に寄与するとともに、定住人口の増加を図るため、小矢部市における三世帯同居を推進し、既存住宅のリフォーム工事を行う方にその費用の一部を助成します。 なお、助成を受ける場合は、必ず工事着工前の申請が必要となります。 <対象経費> 住宅の建物本体の居住部分に対して行うもので、市内業者が施工する対象経費50万円以上のリフォーム工事費用 ※対象とならない工事もありますので、詳しくは、企画政策課に備えてある「手引き」をご確認ください（市ホームページからダウンロードすることもできます）。 <助成金額> 対象経費の10%（上限10万円）	企画政策課
6	転入者リフォーム助成金 50万円	転入者による空き家等の利活用を促進するため、転入日前1年以上市外に居住し、小矢部市に住民登録される方が行う既存住宅のリフォーム経費の一部を助成します。 <対象経費> 市内業者が施工する50万円以上の工事 <助成金額> 対象経費の10%（上限10万円）	企画政策課
7	輝くママ移住支援助成金 240万円	①（企業向け）転入した高校生以下の子供を育てるひとり親世帯の母を6か月以上常用労働者として継続雇用する市内の事業所に対し、奨励金を交付します。（月1万円 24月） ②高校生以下の子供を育てるひとり親世帯（母）が転入し、民間賃貸住宅に入居した場合家賃を助成します。上限月額2万円（最大12月、13～24月 月1万円） ③高校生以下の子供を育てるひとり親世帯（母）が転入し、家を建てた場合子供1人につき20万円を加算し助成します。	企画政策課
8	空き家・空き地バンク活用促進事業助成金 70万円	市内の空き家の利活用を促進し、定住人口の増加を図るため、市の空き家バンクを通じて売買又は賃貸借を行い居住に結びついた場合に、1物件につき1回限りで助成金を交付します。 なお、賃貸契約によって居住し1年経過後または売買契約して居住後、その支払いが完了次第速やかに申請してください。 所有者：1年間の家賃相当額の20%（上限5万円） 所有者：住宅（建物）の売却額の10%（上限5万円） 購入者：住宅（建物）の購入額の10%（上限10万円）	企画政策課
9	結婚新生活支援事業補助金 240万円	新規に結婚する世帯に対し、引越やアパートの敷金・礼金等の費用等を助成することにより、結婚支援を行います。（夫婦共に34歳以下、所得制限あり 340万円未満世帯） 上限24万円	企画政策課
10	車で安心小矢部暮らし応援助成金 55万円	移住者が、新生活のために市内自動車学校で普通自動車免許を取得した場合や、運転に不安のある移住者が、安心して運転できるよう講習を受けた場合にその経費の一部を助成します。 移住者の市内自動車学校での普通自動車免許取得費用：補助率1/2（上限10万円） 移住者の講習受講費用：受講2回まで（上限1万円）	企画政策課

「市民向け補助金一覧表」

※各制度の詳しい内容（補助要件、補助対象経費など）や申請方法については、担当課までお問い合わせください。

番号	補助金等の名称 H30予算額	内 容	担当課
11	まちなか等振興事業補助金 622万円	小矢部市の商業振興とにぎわい創出を目的として、空き店舗等を利用した新規出店や市内で10年以上継続して営業を行っている既存店舗のリニューアルに要する経費の一部を助成します。 なお、助成を受ける場合は、必ず工事着工前の申請が必要となります。 <対象業種> 小売業、飲食サービス業（酒場、スナック等除外）、生活関連サービス業など <対象経費> 店舗等取得費 新築・改装・改修費（市内に事業所をもつ事業者が施工するものに限る。） 店舗賃借料12か月分（新規出店に限る。） ※備品・機材購入費は対象外です。その他、対象とならない経費もありますので、事前にご相談ください。 <助成金額> 新規出店の場合：対象経費の1/2（店舗賃借料とあわせ上限200万円） 既存店舗リニューアルの場合：対象経費の1/2（上限100万円） ※新規出店に対する助成は、都市計画法に規定する用途地域内への出店に限ります。	アウトレット ・商工立地課
12	住宅災害見舞金 10万円	小矢部市に住所のある者の住宅が災害（火災、風水害など）により罹災した場合、市民の福祉に寄与することを目的として、罹災した世帯主に住宅災害見舞金を支給します。 全壊：10万円 半壊：5万円 一部損壊：1万円 床上浸水：1万円	総務課
13	防災士資格取得補助金 30万5千円	大規模災害の発生が懸念されるなか、地域における防災リーダーを養成し、地域防災力のさらなる向上を図るため、地区防災会からの推薦により、NPO法人日本防災士機構が認証する防災士の資格を取得する方にその費用を助成します。 防災士研修受講料：5万3千円 防災士資格取得試験受験料：3千円 防災士登録料：5千円	総務課
14	おやべの木活用促進事業補助金 100万円	小矢部市産木材の住宅への活用を促進し、優良な住宅の建設を図るため、市内において小矢部市産木材を使用して住宅を新築、増改築、修繕又は模様替をされる方へ補助金を交付します。 小矢部市産木材の使用量1立方メートル当たり2万円（上限50万円）	農林課
15	畦畔緑花推進事業補助金 50万円	田の畦畔等に被覆植物（カバープランツ）を定植する方に、補助金を交付します。 <対象経費> 田の畦畔、農道法面、農業用排水路の溝畔等に定植する場合の資材費 <補助金額> 対象経費（1㎡あたり1,000円以内）の1/2（上限40万円）	農林課
16	鳥獣害防止対策推進事業補助金 120万円	鳥獣による農林水産物の被害を防止又は軽減するため、鳥獣害防止対策を実施する方に対し補助金を交付します。 <対象経費> 農地や農道、林道などの農業用施設に設置する防護柵、防護ネット、電気柵等の購入費 <補助金額> 対象経費の1/3（上限10万円）	農林課
17	狩猟免許取得促進補助金 6万8千円	わな猟免許の取得を促進し、市内における有害鳥獣捕獲の担い手確保を図るため、新規にわな猟免許を取得した方に対し補助金を交付します。 わな猟免許新規取得の為の申請手数料	農林課
18	小矢部市施設園芸振興事業補助金 150万円	販売価格の低迷など施設園芸農家を取りまく環境が改善されない中において、品質の向上や出荷体制の維持を図るため必要となる施設整備等に対する支援をするため補助金を交付します。 <対象経費> 園芸用の施設及び機械の整備・改修 <補助金額> 対象経費の1/3（上限100万円） ※1事業者あたり累計200万円を上限とし、複数回の利用を可とする	農林課
19	木造住宅耐震改修支援事業補助金 60万円	旧耐震基準で建設された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された建物を耐震改修される場合に、その費用の一部を補助します。 <対象経費> 以下のいずれかに該当する工事費（lw値：木造建築物の構造耐震指標 1.0以上は標準の耐震性能（倒壊の危険性が低い）、1.5以上は標準の1.5倍の耐震性能） ・建物全体をlw値1.0以上に改修 ・1階の主要居室だけをlw値1.5以上に改修 ・1階（全体）だけをlw値1.0以上に改修 <補助金額> 対象経費の2/3（上限60万円）	都市計画課
20	耐震シェルター等設置支援事業補助金 20万円	旧耐震基準で建設された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された建物に地震による家屋の倒壊から居住者の生命を守る「耐震シェルター」または「防災ベッド」を設置する場合に、その費用の一部を補助します。 【耐震シェルター、防災ベッド】 住宅が倒壊した場合でも居住者の生命の安全を守る機能を有すると市長が認める耐震シェルター、防災ベッドを設置する費用の1/2（上限20万円）	都市計画課

「市民向け補助金一覧表」

※各制度の詳しい内容（補助要件、補助対象経費など）や申請方法については、担当課までお問い合わせください。

番号	補助金等の名称 H30予算額	内 容	担当課
21	老朽危険空き家除却支援 事業補助金 200万円	市民の安全かつ安心な生活環境の確保、並びに、地域の良好な景観の保全及びまちづくりの推進を図るため、老朽危険空き家（※）を解体し、除却する方に補助金を交付します。 解体及び撤去に要する経費の1/2（上限50万円） ※補助対象となる「老朽危険空き家」とは、次のすべてを満たすもの ・一戸建て ・建物や土地に所有権を除く物権又は賃借権が設定されていないもの ・老朽度判定基準（国土交通省）で100点以上の評点であるもの ・周辺への危険度判定基準を満たすもの	都市計画課
22	下水道（農業集落）排水設備 改造資金利子補給金 12万円	下水道接続率の向上を図るため、排水設備の改造資金を指定金融機関から借り入れた場合に、借入資金に対して利子補給金を交付します。 貸付利率を年5%として計算して得た額に相当する額を限度 （借入資金の限度額は200万円、利子補給の期間は5年を限度）	上下水道課
23	私道（共同）排水設備設置 補助金 —	水洗便所の普及を図り、生活環境の改善に資することを目的として、下水道処理区域内の私道又は宅地において、共同で排水設備を設置した方に対して補助金を交付します。 排水設備工事：工事費の1/2（1戸当たり上限7万5千円） ポンプ施設及び圧送管工事：工事費に相当する額（上限15万円）	上下水道課
24	下水道水洗化促進助成金 300万円	下水道事業の普及促進を図るため、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の処理区域内で、供用開始から3年以内に、既存の建築物において下水道に接続する排水設備工事を実施した方に対して助成金を交付します。 排水設備工事費の1/2（上限5万円）	上下水道課
25	合併処理浄化槽設置整備事業 補助金 1,921万2千円	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置した方に対して補助金を交付します。 ※カッコ内は、下水道事業計画区域内のうち下水道未整備区域の金額です。 5人槽：1基当たり上限45万2千円（上限21万8千円） 6～7人槽：1基当たり上限59万1千円（上限29万7千円） 8～10人槽：1基当たり上限78万8千円（上限39万6千円）	上下水道課
26	単独処理浄化槽撤去事業 補助金 27万円	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、合併処理浄化槽区域において、既設の単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置した方に対して補助金を交付します。 撤去費に相当する額（上限9万円）	上下水道課
27	合併処理浄化槽維持管理補助 金 445万5千円	合併処理浄化槽の普及及び適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質保全を図るため、下水道未整備区域において、合併処理浄化槽を適正に維持管理されている方に対し、合併処理浄化槽の維持管理に要した費用の一部を補助します。 ※当該年度内に適正な維持管理（法定検査・保守点検・清掃）を実施した方が対象です。 5人槽：2万4千円 6～7人槽：2万7千円 8～10人槽：3万6千円	上下水道課
28	合併処理浄化槽改造資金利子 補給金 10万円	合併処理浄化槽の普及促進及び公共用水域の水質保全を図るため、下水道未整備区域において、合併処理浄化槽の設置に伴う排水設備の改造資金を指定金融機関から借り入れた場合に、借入資金に対して利子補給金を交付します。 貸付利率を年5%として計算して得た額に相当する額を限度 （借入資金の限度額は200万円、利子補給の期間は5年を限度）	上下水道課
29	人間ドック個人負担助成金 （国民健康保険） 873万円	小矢部市国民健康保険の被保険者が人間ドックを受ける場合に、その費用の一部を助成します。 ※自己負担額 【一般ドック】 男性 6,135円【助成額 24,537円】（4月及び平成30年3月に受検する場合 4,320円） 女性 6,783円【助成額 27,129円】（4月及び平成30年3月に受検する場合 4,752円） 【脳ドック】 男女同額 10,152円【助成額 40,608円】 （4月及び平成30年3月に受検する場合 7,560円） 【一般ドック・脳ドック同時受検】 男性 14,775円【助成額 59,097円】 （4月及び平成30年3月に受検する場合 11,880円） 女性 15,423円【助成額 61,689円】 （4月及び平成30年3月に受検する場合 12,312円）	市民課
30	がん検診等個人負担助成金 （国民健康保険） 341万円	小矢部市国民健康保険の被保険者が、小矢部市が実施しているがん検診（胃・子宮・乳房・大腸がん）を受ける場合に、その個人負担を全額助成します。 【胃】 集団検診：1,000円 施設検診：2,800円 施設内視鏡：3,300円 【子宮】 集団検診：1,000円 頸部：1,800円 頸体部：2,300円 【乳房】 1方向集団検診：1,000円 2方向集団検診：1,500円 1方向施設検診：1,800円 2方向施設検診：2,000円 【大腸】500円	市民課

「市民向け補助金一覧表」

※各制度の詳しい内容（補助要件、補助対象経費など）や申請方法については、担当課までお問い合わせください。

番号	補助金等の名称 H30予算額	内 容	担当課
31	出産育児一時金 (国民健康保険) 630万円	小矢部市国民健康保険の被保険者が出産した場合に、出産した被保険者の属する世帯主に、出産及び育児費用を助成します。 1件：42万円 (被保険者の出産が、健康保険法施行令第36条ただし書きに規定する出産に該当しない場合は、40万4千円)	市民課
32	後期高齢者医療被保険者 健康診査個人負担助成金 (後期高齢者医療事業) 160万円	後期高齢者医療事業の被保険者が、小矢部市が実施している健康診査を受ける場合に、その個人負担を全額助成します。 自己負担額：500円	市民課
33	葬祭費の助成 (国民健康保険) 120万円	小矢部市国民健康保険に加入している被保険者が亡くなった場合に、葬儀を行った人に葬祭費の一部を助成します。 1件：3万円	市民課
34	スズメバチ駆除費補助金 20万円	スズメバチによる危害を防止し、市民生活の安全を図るため、市内においてスズメバチの巣を駆除した人に補助金を交付します。 駆除業者への委託費用の1/3(上限1万円)	生活協働課
35	各種生ごみ処理器設置補助金 30万円	ごみの資源化及び減量化の推進を図るため、各種生ごみ処理器を設置した世帯に対して、補助金を交付します。 コンポスト：設置費用の1/2(上限4千円で1世帯1基まで) EMボカシ器：設置費用の1/2(上限4千円で1世帯2基まで) 電気式生ごみ処理器：設置費用の1/2(上限3万円で1世帯1基まで) ※買い替えの場合は、購入後5年以上経過した場合に限ります。	生活協働課
36	住宅用太陽光発電システム 設置費補助金 80万円	地球温暖化防止の一環として新エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置または購入した場合に、補助金を交付します。 上限5万円 ※公称最大出力が合計2kw以上で、発電した電力を自宅で使用している(余剰配線)こと。	生活協働課
37	遮熱性塗装等施工事業補助金 4万円	地球温暖化防止の一環として家庭での省エネルギー化を図るため、住宅の屋根または窓ガラスに遮熱性塗装等を施工した場合に、補助金を交付します。 2千円/m ² (上限2万円)	生活協働課
38	ペレットストーブ設置推進 事業補助金 20万円	木質バイオマス資源を活用した木質ペレットを燃料とする機器を購入した場合に、補助金を交付します。 ペレットストーブ本体の購入、設置及び配管に要する経費の合計額の1/3(上限5万円)	生活協働課
39	高齢者運転免許自主返納 補助金 268万円	小矢部市に住所を有する満65歳以上の方が運転免許証を自主返納した場合に、下記のとおり定期券等を交付します。なお、自主返納の日から1年以内の申請が必要となります。 ①小矢部市営バス定期券(満75歳になるまで無料更新) ②加越能バス回数券又はタクシー利用券(ともに2万円相当分) ※②は1回限りの交付となります。	生活協働課
40	市内老人福祉センター利用補 助金 306万円	高齢者の閉じこもり等を防止するとともに、交流を通じた生きがいの醸成を図るため、市内に居住する65歳以上の者に対し、※市内老人福祉センターの無料利用券を1人につき年間2枚配布します。 ※寿永荘(小矢部市蓮沼9-2)(火曜日休) ※今年度中に利用対象施設が増える場合があります。	健康福祉課
41	市内老人福祉センターサービ スデー補助金 291万円	高齢者の閉じこもり等を防止するとともに、交流を通じた生きがいの醸成を図るため、65歳以上の高齢者が平日に※市内老人福祉センターを利用する場合に、その利用料の一部を助成します。 施設利用負担額：200円 ※寿永荘(小矢部市蓮沼9-2)(火曜日休) ※今年度中に利用対象施設が増える場合があります。	健康福祉課
42	高齢者等除排雪支援助成金 31万円	高齢者のみの世帯等が居住する住宅等の積雪による倒壊又は損傷を予防するため、次の①から③のいずれかを満たす世帯の除雪費用の一部を助成します。 ①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②65歳以上の高齢者と小学生以下の子供で構成する世帯 ③ひとり暮らしの身体障害者の世帯 助成額：【所得税非課税世帯】全3回(1回分最大2万円 他2回分最大1万960円) 【所得税課税世帯】全1回(最大2万円)	健康福祉課
43	市内公衆浴場利用補助金 1,093万円	高齢者の閉じこもり等を防止するとともに、地域や世代間交流を通じた生きがいの醸成を図るため、市内に居住する在宅の70歳以上の者に対し、市内公衆浴場の無料利用券を1人につき年間8枚配布します。	健康福祉課
44	高齢者が住みよい住宅改善 支援事業補助金 180万円	高齢者の在宅での生活の自立支援及び在宅介護者の介護負担の軽減を図るため、65歳以上の高齢者または65歳以上の高齢者と同居する者が、排泄・入浴・移動等を容易にする居住環境改善に必要な工事をする場合に、その経費を助成します。(ただし、前年分の所得税が非課税の世帯に限ります。)なお、助成を受ける場合は、必ず工事着工前の申請が必要となります。 要介護者及び要支援者：上限60万円 上記以外の者：上限30万円 ※要介護者等については、介護保険法に基づく住宅改修費の支給限度額20万円を優先するため、70万円を限度とする対象工事費に2/3を乗じて得た額を限度とする。	健康福祉課

「市民向け補助金一覧表」

※各制度の詳しい内容（補助要件、補助対象経費など）や申請方法については、担当課までお問い合わせください。

番号	補助金等の名称 H30予算額	内 容	担当課
45	介護職員初任者研修受講者 補助金 10万円	市内の介護・福祉施設における介護従事者の定着と介護保険サービスの安定供給を図るため、介護職員初任者研修課程を修了し、市内の指定事業所に一定期間以上勤務した市内に住所を有する者に、研修受講料の一部を助成します。 研修受講料の1/2（上限2万円）	健康福祉課
46	不妊治療費助成金 570万円	不妊治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成します。 1夫婦：上限30万円 ※県及びその他助成制度を受けた場合は、その全額を差し引いた分が助成金額となります。	健康福祉課
47	不育症治療費助成金 30万円	不育症治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不育症治療費の一部を助成します。 1夫婦：上限30万円 ※その他助成制度を受けた場合は、その全額を差し引いた分が助成金額となります。	健康福祉課
48	出産等支援交通費助成金 220万円	妊産婦の経済的・精神的負担の軽減を図るため、市内に出産できる医療機関がないことにより、妊産婦が出産や産婦健診のために交通費を負担する場合に、その交通費の一部を助成します。 妊産婦1人につき：1万円（利用した交通手段を問わず、一律） 出産時のみの場合：4千円 産婦健診のみの場合：6千円	健康福祉課
49	身体障害者用自動車改造費 助成金 10万円	重度身体障害者の社会復帰の促進を図るため、重度身体障害者が就労等に併い自動車を取得し改造した場合に、その費用の一部を助成します。 上限10万円	社会福祉課
50	在宅重度障害者住宅改善費 補助金 130万円	重度障害者の日常生活を容易なものにすること又は介護者の介護負担軽減を図るため、既存住宅を改善する場合にその経費の一部を助成します。 【所得税非課税世帯】 対象経費と90万円を比較して低い額から、介護保険法に基づく住宅改修費又は障害者日常生活用具給付事業における住宅改修費を控除した額（上限90万円） 【所得税課税世帯（所得税287,500円以下の世帯）】 上記の方法により算出した額の2/3（上限60万円）	社会福祉課
51	軽度・中等度難聴児補聴器購 入費等補助金 —	身体障害者手帳交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、言語の習得や社会性の向上を図るために、補聴器の購入費を助成します。 <対象経費> ・新たに補聴器を購入する経費 ・耐用年数経過後に補聴器を更新する経費 <助成金額> 購入費の2/3（補聴器の種類ごとに基準価格あり） ※平成30年度より新たにFM補聴器を追加します。	社会福祉課
52	遺児福祉金 180万円	4月1日現在において本市に居住する、ひとり親家庭等の児童の保護者に支給します。 【年額】1万円（義務教育修了前児童1人につき） 【対象遺児】 父又は母と死別、父又は母が生死不明、父又は母に1年以上遺棄されている、父母が婚姻解消、父又は母が心身に著しい障害があり常時介護が必要、それらに準じ市長が特に必要と認める児童	こども課
53	遺児激励金 8万円	児童の父母又は監護者が死亡したときに、その児童の保護者に支給します。 【金額】2万円（18歳未満の児童1人につき）	こども課
54	母子家庭等自立支援補助金 —	母子家庭の母等の就職の際に有利で、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について、給付金を支給します。また、高卒認定試験の合格を目指す講座の修了時及び全科目合格した場合に給付金（支払った費用の60%程度）を支給します。 【訓練促進給付金】 市民税非課税世帯：月額100,000円 前号に掲げる者以外の者：月額70,500円 【修了支援給付金】 市民税非課税世帯：50,000円 前号に掲げる者以外の者：25,000円	こども課
55	心臓病児治療費補助金 5万円	手術を必要とする心臓病児の当該疾患の早期治療を促進するため、その治療に要する費用の一部を助成します。 【補助金が5万円となる病名】 心内膜床欠損、フアロー四徴、完全大血管転位、総肺静脈還流異常、肺動脈弁狭さく、大動脈弁狭さく、三尖弁閉鎖、大動脈縮さく、心内膜線維性症 【補助金が3万円となる病名】 心房中隔欠損、動脈管開存（ボタロー氏管開存）、心室中隔欠損	こども課

「自治組織向け補助金一覧表」

※各制度の詳細内容（補助要件、補助対象経費など）や申請方法については、担当課までお問い合わせください。

番号	補助金等の名称 H30予算額	内 容	担当課
1	空き家活用促進事業補助金 —	地域の活性化並びに安心かつ安全な生活環境の確保を図るため、認可地縁団体が市内にある空き家をコミュニティ施設の用途へ改修などする経費に対し、補助金を交付します。 ＜対象経費＞ 空き家の改修、修繕または増築に要する経費で、市内の事業者が施工する合計額100万円以上の工事費用 ＜補助金額＞ 対象経費の1/2（上限350万円）	企画政策課
2	自主防災組織活動補助金 90万円	市民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図るため、自主防災組織が行う活動（防災訓練の実施・防災資機材等の整備点検に関すること、避難行動要支援者の支援体制の整備など）に直接要する経費に対し、補助金を交付します。 上限5万円	総務課
3	私設消防隊消防施設整備補助金 40万円	火災の拡大防止及び鎮火に資するために消防活動等を行う私設消防隊に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。 小型動力ポンプの購入：購入費の1/3（上限40万円） 消防用ホースの購入：購入費の1/3（上限1本当たり1万5千円、合計4万5千円） 消防用被服類の購入：購入費の1/3（上限1着当たり5千円、合計10万円） 消防ホース乾燥施設：新設及び修繕の1/3（上限新設15万円、修繕7万円） 消防器具置場の新設及び改築：整備費の1/3（上限100万円）	総務課
4	市単独土地改良事業補助金 1,150万円	農業生産基盤及び農村環境の総合整備を図るため、用排水施設の整備などに要する経費に対し、補助金を交付します。 用排水施設整備、農道新設・改良：事業費の40% 農道舗装：事業費の50% ほ場整備：事業費の20% 小規模災害（農地）：事業費の40% 小規模災害（施設）：事業費の60% 鳥獣災害（農地）：事業費の50% 鳥獣災害（施設）：事業費の70%	農林課
5	おやべ型1%まちづくり事業補助金 1,403万円	地域の活性化や特色あるまちづくりの推進を目的として、市民自らが考え、みんなで一緒に行動する事業に対し、個人市民税の1%に相当する額を財源として、予算の範囲内において補助金を交付します。 なお、後期分については、6月11日から7月11日までの期間で募集します。 新規事業：上限30万円 既存事業：上限15万円 市特認事業：限度額を超えて補助金を交付	生活協働課
6	コミュニティ助成事業補助金（一般コミュニティ） —	「宝くじの社会貢献広報事業」として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るため、コミュニティ活動に必要な設備等の整備に要する経費を助成します。 上限250万円（設備等に要する経費が100万円以上の整備） ※整備した設備には、宝くじマークの広報表示をする必要があります。	生活協働課
7	コミュニティ助成事業補助金（コミュニティセンター） —	「宝くじの社会貢献広報事業」として、地域のコミュニティ活動を積極的に推進するため、コミュニティ活動に必要な集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設整備に要する経費を助成します。 建設整備に要する経費の3/5（上限1,500万円） ※建設した施設には、宝くじマークの広報表示をする必要があります。	生活協働課
8	ごみ集積ステーション設置等補助金 85万円	ごみ収集の合理化と清潔で住みよい地域社会づくりを推進するため、ごみ集積ステーションを新設または修繕した自治会（その他これに準ずる団体を含む）に対し、補助金を交付します。 新設または修繕費用の1/2（上限額は以下のとおり） 【固定式の新設】 ・利用世帯が20世帯以上：上限15万円 ・利用世帯が20世帯未満：上限10万円 ・利用世帯が20世帯未満かつ2以上のステーションを1つに集約化：上限15万円 【固定式の修繕】：上限10万円 【簡易式の新設又は修繕】：上限1万5千円	生活協働課
9	防犯カメラ設置事業補助金 60万円	安全なまちづくりの実現に向け、屋外の公共空間での犯罪を抑止するため、自治会、防犯協会等の地域団体が防犯カメラを構成する機器及び看板並びに防犯カメラ等設置のための専用柱を新設する場合に、予算の範囲内において補助金を交付します。 ・防犯カメラ等の設置費用：費用の1/2、1台あたり15万円以内、1団体3台以内 ・専用柱の設置費用：費用の1/2、1本あたり10万円以内、1団体3本以内	生活協働課
10	児童遊具整備費補助金 20万円	児童の健全な育成を図るため、児童遊園地に遊具を整備する自治会等に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。 遊具の新設・増設・更新：上限20万円 遊具の補修：上限10万円	こども課

「自治組織向け補助金一覧表」

※各制度の詳しい内容（補助要件、補助対象経費など）や申請方法については、担当課までお問い合わせください。

番号	補助金等の名称 H30予算額	内 容	担当課
11	とやまっ子さんさん広場推進 事業費補助金 100万円	地域の力を活かした子育ての新たな支え合いを推進するため、地域住民やボランティア・NPO活動を行う組織・団体等が、地域において多様な形で取り組む自主的な子供の居場所づくりを進める事業に対して、補助金を交付します。 【1団体当たり世話を2人以上配置する場合（世話が1人の場合は1/2）】 ・開設日数100日以上：50万円（25万円） ・開設日数150日以上：75万円（37万5千円） ・開設日数200日以上：100万円（50万円） ※25日以上100日未満の場合は、開設日数に応じて協議する金額	こども課
12	スクールバス停留所建設等 補助金 30万円	スクールバス停留所の新築、増築、改築又は修繕を行う場合に、地区を代表する者等に対し、補助金を交付します。 新築：事業費（5万円以上）の1/3（上限30万円） 増築・改築・修繕：事業費（5万円以上）の1/3（上限10万円）	教育総務課
13	文化財保護事業補助金 675万円	曳山、獅子舞、津沢夜高あんどん祭等の市指定無形文化財及び民俗文化財の保存継承のための事業に対し、補助金を交付します。なお、予算の範囲内となりますので、必ず事業着手前に事業計画書の提出と申請が必要となります。また、今年度より補助金内容等に一部変更がありますので、事前に担当課にご相談ください。 曳山の修繕等：事業費の1/2（限度額600万円） （ただし、曳山の車輪・車軸の部分に係る事業費については、2/3となります。） 曳山等の維持管理施設の修繕等：事業費の1/2（限度額400万円） 歌舞伎山、庵屋台の修繕等：事業費の1/2（限度額200万円） 獅子舞の用具等：事業費の1/2（限度額50万円） 津沢夜高あんどん祭の用具等：事業費の1/2（限度額50万円、ただし、大行燈を保有する自治会等は限度額100万円） 市指定無形文化財・無形民俗文化財の用具等：事業費の1/2（限度額50万円） ※既に交付を受けた場合の限度額は、限度額から交付済み補助金の合計額を差し引いた額となります。	生涯学習 文化課